

令和5年第2回定例会

# 一宮町議会会議録

令和5年6月22日 開会

令和5年6月22日 閉会

一宮町議会

## 令和5年第2回一宮町議会定例会会議録目次

### 第1号（6月22日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の行政報告	5
一宮町Slow For Kids宣言について	12
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
一般質問	21
篠瀬寛樹君	21
川城茂樹君	27
大橋照雄君	33
宇佐美信幸君	43
袴田忍君	52
畑場博敏君	57
藤井幸恵君	66
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
報告第1号の上程、説明、質疑	74

報告第 2 号の上程、説明、質疑	75
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
諮問案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
同意案第 1 号～同意案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
日程の追加	88
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
閉会の宣告	92
署名議員	93

第 2 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

6 月 22 日 （ 木 ）

# 令和5年第2回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和5年5月19日招集の第2回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇	佐	美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川	城	茂	樹	
5番	大	橋	照	雄	6番	小	林	正	満	
7番	鵜	沢	一	男	8番	小	安	博	之	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	森		佐	衛	12番	焔	場	博	敏	
13番	小	関	義	明	14番	鵜	沢	清	永	

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	大	場	雅	彦	
会計課長	秦		和	範	教育長	竹	之	内	達	生
総務課長	諸	岡		昇	企画広報課長	渡	邊	高	明	
税務課長	鎗	田	浩	司	住民課長	目	良	正	巳	
福祉健康課長	森		常	麿	都市環境課長	高	田		亮	
産業観光課長	田	中	一	郎	子育て支援課長	小	柳		薫	
教育課長	渡	邊	浩	二						

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	御	園	明	裕	書記	長	谷	川	里	紗
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	一宮町Slow For Kids宣言について

- 日程第六 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第七 請願第 2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第八 一般質問
- 日程第九 承認第 1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第十 承認第 2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第十一 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第十二 報告第 2号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第十三 議案第 1号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十四 議案第 2号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第十五 議案第 3号 令和5年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十六 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第十七 同意案第1号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第十八 同意案第2号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第十九 同意案第3号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第二十 同意案第4号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第二十一 同意案第5号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第二十二 同意案第6号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第二十三 同意案第7号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第二十四 同意案第 8 号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程の追加

追加日程一の日程第一 発議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

追加日程一の日程第二 発議案第 2 号 国における 2024 年度教育予算拡充に関する意見書

---

開会 午前 9時01分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢清永君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただき誠にご苦労さまです。梅雨に入り、湿度が高く蒸し暑い時期です。皆さん体調など崩されないよう十分ご注意ください。

それでは、ただいまから令和5年第2回一宮町定例議会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（鵜沢清永君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢清永君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、10番、吉野繁徳君。

○議会運営委員長（吉野繁徳君） 10番、吉野です。会期について、議会運営委員会からご報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめ、町の宣言1件、請願2件、専決処分の承認2件、繰越計算書報告2件、条例の一部改正1件、工事委託に関する協定の締結1件、補正予算1件、ほか人事案件が9件です。

なお、請願の採決結果によっては意見書提出の発議案が追加で提出されます。

また、一般質問は7名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日1日としたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（鵜沢清永君） どうもご苦労さまでした。

---

◎議事日程の報告

○議長（鵜沢清永君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜沢清永君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

11番、森 佐衛君、12番、栂場博敏君、以上兩名をお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長（鵜沢清永君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（鵜沢清永君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査報告書及び定例監査報告書、住民監査請求決定書の提出がありました。別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

---

◎町長の行政報告

○議長（鵜沢清永君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和5年第2回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本定例会では、補正予算案や農業委員会委員の選任についてなど、合計16件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして町政運営の概況をご報告申し上げます。

初めに、総務課所管の業務についてであります。

令和4年度決算の関係でございますが、全ての会計を5月31日に出納閉鎖しましたので、その結果についてご報告いたします。

一般会計は、歳入55億7,565万円、歳出54億4,316万円、繰越金は1億3,249万円でございます。また、国民健康保険事業など4つの特別会計は、合計で歳入28億9,589万円、歳出27億4,165万円、繰越金は1億5,424万円でございます。次回の定例会に決算書をもってご承認を賜りますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、旧プラチナシニアホーム一宮についてですが、今後の利活用に向け、民間業者による事業提案の募集を5月31日に開始しました。募集期限は8月18日までとなっておりますので、多くの皆様からのご応募をお待ちしております。

次に、防災関係ですが、今年度の防災訓練は9月24日日曜日を予定しております。詳細は決定し次第、回覧等で周知いたしますが、今回の訓練では避難訓練終了後に、公民館で防災の啓発のための映画上映を予定しております。こちらの所要額につきましては補正予算に計上しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、企画広報課所管業務についてであります。

第27回全国小さくても輝く自治体フォーラムが5月12、13日の2日間で本町を会場に開催されました。フォーラムには、加盟団体の首長や議員をはじめとする23団体から約80人が参加し、記念講演のほか、分科会では本町の各種分野の事例を軸に、小規模自治体の在り方や魅力を高める取組などについて意見交換が行われました。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業ですが、国の令和4年度予備費を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援として8事業を国へ申請いたしました。本補正予算にも上程しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

次に、千葉県誕生150周年記念事業についてですが、まず7月22日、23日、29日、30日の4日間、釣ヶ崎海岸広場で一宮サーフィンフェスティバルを開催します。トークショーやフラダンスなど各種ステージイベントのほか、サーフカルチャー、自然環境保全をテーマとしたパネルの展示、地域特産品や農産物、食品類等の販売、体験型コンテンツなどを行います。

また、11月25日には町ゆかりの郷土の偉人である加納久朗の没後60年シンポジウムを教育

課主体で開催いたします。久朗氏が戦後日本においてどのように活躍したのか、どのような構想、考えを抱いていたのか。複数名の講師の方々にご講演をいただき、その功績を考えるシンポジウムを企画しております。

いずれも町民の皆様をはじめ、県内外から多数の方々のご来場を期待しております。

続きまして、住民課所管の業務についてであります。

まず、当町におけるマイナンバーカードの交付率は、令和5年3月31日現在で61.3%となっております。今後もマイナンバーカードの普及に努めてまいります。

続きまして、国民健康保険の令和4年度の医療費は約9億7,200万円となり、前年度からほぼ横ばいに推移しております。令和5年度への繰越金は約1億450万円、基金につきましては約1億6,711万円の残高となりました。今年度につきましても、県との連携を図りながら、健全な事業運営の推進に努めてまいります。

次に、健康維持と医療費の適正化を目的とした特定健診であります。40歳以上の国保加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象者に、5月31日水曜日から6月12日月曜日の間、土曜日に健診日を設けて10日間、保健センターで実施しました。健診受診率につきましては、国保37.7%、後期25.6%でありました。

本業務はご自身の健康状態を把握するために大きな役割を担う事業ですので、集団健診を受診されていない方は個別健診が12月25日まで受診できますので、積極的な受診をお願いいたします。

また、今年度から後期高齢者医療制度加入者を対象に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を実施します。医療、介護、健診情報を一元化する国保データベースシステムを活用し、歯科口腔や低栄養の健康状態について健康教室や健康相談を実施し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症の関係です。

5月8日から新型コロナウイルスに関しましては、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同様の5類感染症となりました。これに伴い、手指衛生やマスクの着用といった基本的な感染対策は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとされ、また、幅広い医療機関が診察に対応する体制へと移行するなど、3年余り続いたコロナ対策は大きな節目を迎えました。

一方、本町では令和2年2月に一宮町感染症対策本部を設置し、これまでに30回の本部会

議を開催したほか、約3年3か月の間、町民の皆様をはじめ町議会、医療関係者など、多くの皆様にご協力いただきながら感染対策に注力してまいりました。この場をお借りしまして、皆様に心からの御礼を申し上げます。ありがとうございました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではありません。本町では関係機関と連携し、ワクチン接種を実施するなど、引き続き感染対策に取り組んでまいります。

なお、ワクチン接種に関しましては、5月末現在で町の皆様の総接種回数は約3万9,200回となり、1万636人の方が接種を受けられました。現在、初回接種に関しましては0歳6か月以上の方が対象とされており、来年3月まで医療機関での個別接種を継続してまいります。

また、追加接種である令和5年春開始接種に関しましては、65歳以上の方や5歳以上の基礎疾患を有する方など、重症化リスクが高い方を対象に8月31日まで医療機関での個別接種を実施するほか、7月の第1週及び第2週の土曜日と日曜日には、町内医療機関の医師や看護師の皆様にご協力いただき、町保健センターで集団接種を実施いたします。この集団接種に関しましては1,158人の方にお申込みをいただいております、接種が円滑に進められるよう万全を期してまいります。

さらに、9月から12月にかけては令和5年秋開始接種として、5歳以上の初回接種を完了している方全てを対象とした追加接種が予定されております。対象となる皆様には適時ご案内してまいります。

次に、物価高騰対策の関係です。

物価高騰が続く中、本町では特に家計への影響が大きい低所得世帯、令和5年度住民税均等割の非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金をプッシュ型で支給いたします。あわせて、物価高騰の影響を受ける厳しい状況下にあっても質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供することが求められる医療、障害福祉、介護の各分野の事業所等に対しましても、昨年度に引き続き支援金を交付いたします。

いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した上で実施したく、所要額を本定例会の補正予算に計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

次に、介護保険事業の関係です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が一定以上減少した場合等に認める介護保

除料の減免措置に関しましては、国から対象となる保険料を追加する方針が示されました。これを受け、本町の介護保険条例につきましても一部改正が必要となりましたので、関係議案を本定例会に提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、子育て支援課所管の業務についてであります。

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援する取組として、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施いたします。ひとり親世帯には、県による支給は5月26日に開始されましたが、町においてはそれ以外で昨年度給付を行った方、または家計が急変し、住民税が非課税者と同様の事情にあると認められる子育て世帯を対象に、児童1人当たり5万円を支給いたします。

また、千葉県の補助事業となる子どもの成長応援臨時給付金を実施いたします。こちらは物価高騰の影響を踏まえ、習い事や体験活動などに係る経費の負担を軽減し、将来を担う子供たちが豊かな成長につながる機会を得られるよう、令和5年4月30日現在で一宮町に住民登録がある小学校1年生から中学校3年生までの児童を養育している生計維持者に、児童1人当たり1万円の給付をいたします。

最後に、国の地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対策として町内の保育施設に給食費の物価高騰見込み分を助成いたします。この事業は、各保育施設の登園児童分の給食費高騰見込みを助成することで給食費の増額を抑えることにより、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るものです。

以上の事業実施に伴う予算計上を上程しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、産業観光課所管業務についてであります。

まず、農業関係について申し上げます。

水稻の病虫害被害を防ぎ、良質な米を生産するため、ドローンによる水稻農薬散布を7月3日から31日にかけて実施するので、関係機関及び皆様方のご協力をお願いいたします。

次に、町内の水田において甚大な被害を及ぼしているジャンボタニシへの対策につきましては、継続的な防除を実施するとともに、今年度も県の補助事業を活用し、防除対策に対し支援してまいります。

続きまして、施設園芸ですが、安定生産や品質向上を図るため、生産者7名に対し農業施設の新設や改修を支援する「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業による補助を行うとともに、トマト黄化葉巻病の発生拡大防止に向けた取組として、防虫ネット購入について

助成事業を実施し、安定した農業経営の推進に取り組んでおります。

次に、林業振興ですが、市川市と森林環境整備に関する協定を締結し、市の環境整備譲与税を活用し、憩いの森周辺の里山整備を実施いたします。

また、今年度は農林商工祭の開催を予定しており、町内の農産物等を広く紹介するとともに、郷土芸能を通して様々な体験や交流を図ることを目的とし、関係各所との連携を深めながら円滑な運営に努めてまいります。

また、令和5年7月19日任期満了に伴う農業委員の選任について、同意案件8件を上程しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、商工関係であります。

昨今の物価高騰の影響を受けている住民の生活支援を目的として、新たにプレミアム付き商品券事業を計画しております。こちらは地方創生臨時交付金を活用した上で実施したく、所要額を補正予算に計上しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

次に、観光関係ですが、一宮海岸有料駐車場を4月22日から開設いたしました。一宮海岸の北側のトイレの整備につきましては、現在契約を締結し、夏季観光シーズン後の着工に向け準備を進めております。今後もさらなる観光誘客に向け整備が図れるよう、適正な運営や収益の確保に努めてまいります。

続きまして、夏季イベント関係です。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症になったことを受け、地域交流の拡大や経済の再開を目的に各種イベントを再開いたします。

一宮海水浴場は7月22日から8月27日までの37日間、監視体制を整え開設いたします。また、一宮町納涼花火大会を4年ぶりに一宮海岸で開催するほか、魅力ある様々なイベントにつきましても関係団体と連携しながら支援を行い、開催に向けた準備を進めております。

なお、夏季観光シーズンにおける安全対策としては、警察や消防、関係機関との連携を図り、地域住民や観光客の事故防止に努めてまいります。

続きまして、都市環境課所管業務についてであります。

まず、建設関係ですが、今年度予定しております新設改良工事、道路維持工事につきましては、6月末に3回目の入札を行う予定です。今後も緊急性や優先順位に配慮しながら、地域住民の要望に沿った予算執行に努めてまいります。

また、交付金事業で進めております、町道1-7号線、天道跨線橋通りの道路改良事業は、昨年度に水路部分の蓋がけを行いました区間の歩道設置工事を行います。

次に、環境関係ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から3年間中止しておりましたごみゼロ運動を5月28日の日曜日に実施いたしました。コロナ禍により全域での実施には至りませんでした。1,243人のご参加をいただき、ごみの回収量は400キログラムとなりました。引き続きごみの散乱防止と再資源化の普及啓発を図ってまいります。

また、地球温暖化対策の推進に加え、エネルギー利用の効率化、最適化を図るため、エネファームや蓄電システムの補助に加え、今年度から窓の断熱改修や太陽熱利用システム設置につきましても費用の一部を補助し、脱炭素化に向けた取組を推進してまいります。

次に、都市整備関係ですが、老朽化に伴う中央ポンプ場大規模改修事業につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、国庫補助事業を活用した長期改修事業の4年目を迎えます。今年度は千葉県下水道公社と新たに協定を締結し、5号ポンプ長寿命化工事、中央ポンプ場耐水化工事、耐震実施設計業務を実施します。その他として対津波診断業務、公共下水道台帳のデジタルデータ作成業務を予定しており、今後も適切な設備の更新を施し、町民のさらなる安心・安全な生活に資する施設の機能確保を図ってまいります。

続きまして、教育課所管業務についてであります。

まず、学校教育関係についてです。

令和5年度の町立小中学校の入学児童生徒は、東浪見小学校19名、一宮小学校75名、一宮中学校129名でした。これにより5月1日現在の児童生徒数は、東浪見小学校148名、一宮小学校482名、一宮中学校339名となっております。

続きまして、今年度から開始した第3子以降学校給食費無償化事業についてであります。

この事業は、多子世帯の子育てに対する経済的な負担軽減を目的とし、保護者が扶養している子のうち、年齢が上から3番目以降の子の義務教育期間における公立学校の学校給食費を無償化するものです。6月1日現在、84世帯、全児童生徒の1割に当たる96名が無償化の対象となります。

続きまして、中学生海外交流研修事業についてです。

こちらは、国際感覚豊かな人材育成を目的に、長生村、白子町と合同実施しているものですが、新型コロナウイルス感染症の分類が5類に位置づけられたとはいえ、ホームステイ先や現地学校等の受入先を確保することが難しく、旅費等も高騰していることから、令和5年度も海外派遣事業は中止と決定いたしました。昨年度同様、今年度も代替事業として国内での語学研修を検討しております。事業実施に伴う補正予算案を本議会に上程いたしましたので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、社会教育関係であります。

6月3日に開催した江戸時代の九十九里地域の地震・津波がテーマの第1回目の文化財講座には、25名の方にご参加いただきました。

公民館主催教室では、6月初旬から手話や寄せ植えなどの教室を開始し、多数の方のご参加をいただいております。

文化祭と芸能音楽祭については、通常どおり秋に開催する方向で関係団体と協議を進めてまいります。

また、今年度は一宮町が事務局となり、4年ぶりに長生郡民体育大会を開催いたします。野球、バレー、ゴルフなど全部で18種目の競技が6月から7月にかけて行われ、7月9日にGSSセンターで総合開会式を実施いたします。

町史編さん事業につきましては、今年度第1回目の編さん委員会議を行い、今後は編さん委員と学芸員が県内外で歴史資料の調査を行いながら進めてまいります。

最後に、耐震不足や空調設備の故障など、施設の老朽化が進んでいる中央公民館についてです。

今後の整備計画を作成するため、6月1日に一宮町中央公民館建設検討会議を発足しました。現在、改修と建て替え両方について検討を進めております。今後、公民館利用者や利用団体の皆様のご意見を伺いながら、今年度中に計画をまとめていく方針です。

終わりに、この定例会には専決処分に係る承認2件、報告2件、条例の一部改正案1件、協定の締結案1件、補正予算案1件、諮問案1件、同意案8件を提案いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（鵜沢清永君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

---

#### ◎一宮町Slow For Kids宣言について

○議長（鵜沢清永君） 日程第5、ここで町長から、一宮町Slow For Kids宣言を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ご報告を申し上げます。

一宮町では、町の子供たちは町の大人たちが守るという意識の下、子供たちの登下校時の

交通安全確保の観点から、一宮町 S l o w F o r K i d s 宣言を来る6月28日に発表いたします。この件につきまして、町長として一宮町議会議員の皆様にご報告を申し上げたく存じます。

宣言文は以下のとおりであります。

一宮町 S l o w F o r K i d s 宣言。

一宮町では、通学している子どもたちの姿をみかけたら、車は、ただちに減速し、子どもたちが安全に安心して通学できるように、できるだけゆっくりした速度（目安として20キロ以下）で通り過ぎるように心がけます。

本宣言の趣旨は、以下のとおりであります。

本宣言は、一宮町のローカルルールとして、通学時の子供たちを見かけたらドライバーの皆様が減速してくださるよう、自主的協力をお願いする呼びかけです。義務的なものではなく、したがって罰則も当然ありません。車を運転する大人たちによって、子供たちの安全・安心を守るという意識の下、ご協力をお願いするものです。

一宮町は歴史が古いこともあり、道路の幅員が狭く、全ての通学路にガードレールを設置することが難しい現状です。路肩部分を歩くのに自動車との距離が近くなり、危険を伴うところが多くあり、これを道路拡幅で物理的に解決していくのは大変困難です。

そこで、自動車で道路を利用される大人たちの意識を高め、行動様態を改めていただくことで、実際の交通安全効果を高めていこうということでもあります。20キロ以下という速度目標は、高速道路のETCゲート通過時の目安として使われているものです。この速度での走行であれば、万が一の場合も被害は軽微なレベルにとどまることが期待されます。

子供たちを大事にし、その安心・安全を確保することは、今日の我々が優先すべき課題の一つです。本宣言はあくまで努力目標としての一宮町のローカルルールの宣言ですが、全国に先駆け一宮町で始めることで、ご賛同いただける方々の輪が全国に広がれば、交通安全の確保について大きな実際的な効果が得られるものと考えます。

皆様ご存じのとおり、2021年6月28日に一宮町と同じ千葉県の八街市で通学中の子供たちの列にトラックが突っ込み、児童5人が巻き込まれ、うち2人は死亡、1人は意識不明の重体、2人が重傷を負うという痛ましい事故がありました。飲酒の上の居眠り運転が原因であったということで、運転手の行為は許し難く、管理責任があった会社に問題があったことは言うまでもありません。

しかしながら、子供たちの安全確保は社会全体が責任を負うべきものであり、そういった

意味からは、こうした悲惨な事故の発生には我々大人一人ひとりにも応分の責任があったと言ふべきだと考えます。

ガードレールのない歩道を歩いている子供たちの横を、物すごいスピードで車が走り抜けていく状況が見過ごされてきました。本来であれば、私どもはこうした悲しい事故が発生する前に、いかにして子供たちを守るか、社会全体でより真摯に取り組むべきだったと考えます。その大きな悔恨の思いを込めて、本宣言を一宮町において掲げるものです。

一宮町の住民の皆様をはじめ、一宮町に來訪される、あるいは通過される皆様が一宮町 Slow For Kids 宣言にご理解を賜り、子供たちの安心・安全な通学環境を確保すべく、ご賛同、ご協力を賜りますことを心からお願い申し上げます。私どものかけがえのない町の子供たちの安全を、町の大人たちの主体的努力で一緒に守っていきましょう。

以上、一宮町 Slow For Kids 宣言についてご報告を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（鵜沢清永君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の一宮町 Slow For Kids 宣言を終わります。

---

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。以下、括弧内は省略させていただきます。

会長、田中弘美。

紹介議員、小関義明。

一宮町議会議長、鶴沢清永様。

請願事項。

2024年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちとりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（鶴沢清永君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 今回の請願、毎年のように出されておりますけれども、これまでのこの請願によって前進面があるのかどうか伺いたと思います。

○議長（鶴沢清永君） 13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 本請願は、現在の教育に関する国庫負担制度を維持することが目的です。したがって、近年前進したものではありませんが、制度の廃止を防ぎ、国の負担割合を維持していることが本請願の成果であると考えております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。12番、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 本請願には、教育費の拡充は理解できますが、教育全般というと給食費の無償化とか、そういう問題については対応がなされているのか答弁をお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 答弁願います。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 現在、各市町村でも給食費の無償化という話が出ておりますけれども、この件につきましては、今後議会のほうでも別個に請願のほうを出していきたいというふうに、皆さんにお諮りいたしまして、そのような形を取っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 提出者にお聞きしますね。恐らくその中身は今分からないと思うんですよ。だからその請願の提出者ですか、県のほうに出されていますよね。そこに聞いていただいて報告をいただきたいと思います。議会で出すというのはまた別の話なので、幅広いことが含まれているかどうかを確認しているだけです。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 分かりました。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 分かりました。

○議長（鶴沢清永君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立全員。したがって、本請願は採択することに決定いたしました。

---

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第7、請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。括弧内は省略いたします。

会長、田中弘美。

紹介議員、小関義明。

一宮町議会議長、鶴沢清永様。

請願事項。

2024年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2024年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと思います。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
  - ・少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
  - ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
  - ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
  - ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
  - ・安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
  - ・Society5.0にむけて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。
- など。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決される

ものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） この請願、基本的には賛成です。その中で、請願項目の中に義務教育小中学校の教職員の定数を改善するという項目があります。ここで伺いますけれども、一宮町の小中学校の教職員の現在の働き方の、特に残業とか、そういうことの実態についてつかんでいけば報告願いたいと思います。

ちなみに、月80時間を超えるラインというのは、いわゆる過労死ラインと言われております。文科省のほうで設定している上限ライン、これが月45時間以内とされております。こういった点を踏まえて現在の実態を教えてくださいたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 13番。

○13番（小関義明君） 畑場議員の教職員時間外勤務の実態についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、時間外勤務時間の月平均ですけれども、東浪見小学校が54時間58分で、前年度に対しまして4時間7分の増であります。一宮小学校が47時間10分で、前年度に対して17時間6分の減。一宮中学校が50時間36分で、前年度に対して1時間3分の増です。

次に、最長の時間外勤務時間ですけれども、東浪見小学校が74時間17分で、前年度に対して25時間44分の増。一宮小学校が192時間3分で、前年度に対して60時間3分の減。一宮中学校が101時間34分で、前年度に対して3時間11分の減となっております。

以上であります。

○議長（鶴沢清永君） 12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 大変深刻な状況を報告されたと思います。平均で見ても、文科省が設定している45時間以内という点について全ての学校でオーバーしています。ましてや時間外の最長の人たちのところでは過労死ラインまで超えていると。こういう状況があるということを知覚して、この請願は取り組むべきだというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） ほかに質疑ございませんか。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 先ほどと同じですが、この請願書の提出団体、何項目か、今、紹介議員から説明がありました。その中に給食費の無償化についての発言はありませんでした。このほかなどということがありましたけれども、この提出団体は給食費の無償化についてどのような考えなのか。予算拡充の中に含まれているのか、それを説明願いたいと思います。

これは当議会で多くの議員が給食費の無償化について発言されていますので、関連があると考えます。お願いします。

○議長（鶴沢清永君） 答弁願います。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 今ご指摘のように、前回の議会でも給食費の無償化について質問がありましたけれども、私の知っている限りですと、国も給食費の無償化は検討しているというふうにはニュースでたしか聞いております。ですから、先ほども言いましたけれども、議員の皆様と協議しながら、特に給食費の無償化については改めて請願のほうを出せればというふうに考えます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 紹介議員に申し上げます。個人の意見を聞いているんじゃないんですよ。この団体がどういうふうを考えているかということを知っています。それによっては町でいろいろ考えて請願をつくるという話もありますので、これに含まれているか含まれていないかを確認いただいて、もちろんこの場で答弁はできないと思いますので、後日教えてください。

○議長（鶴沢清永君） 13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 分かりました。

○議長（鶴沢清永君） よろしくをお願いします。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、請願第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。したがって、本請願は採択することに決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（鶴沢清永君） 日程第8、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

---

◇ 篠 瀬 寛 樹 君

○議長（鶴沢清永君） それでは、通告順に従い、1番、篠瀬寛樹君の一般質問を行います。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 1番、篠瀬寛樹です。おはようございます。

私は今回2点質問がございます。1点ずつ分けさせて質問させていただきます。

まず1点目ですが、不妊治療費の自己負担について伺います。

現代社会において、女性が活躍する場が増え、その一方で晩婚化や少子化が進み、体外受精で生まれる子供の割合は増加してきており、現在では14人に1人が体外受精により生まれてきております。

そのような中で、昨年4月からこの不妊治療におきまして公的医療保険が適用となり、自己負担額が全体の3割となりました。

不妊治療には患者の状態によって幾つか治療法があり、保険適用となった主な治療は、精子を注入器で直接子宮に注入する人工授精、精子と卵子を採取の上でシャーレなどの上で受精を促す体外受精、卵子に注射針などで精子を注入する顕微授精などがあります。

国の調査では、人工授精に係る費用の平均で約3万円、より高度な治療となる体外受精の場合は平均で約50万円かかっていましたが、この保険適用になったことで若い世代の負担が

減り、治療が受けやすくなり、患者数は増えてきております。しかし一方で、不妊治療において保険適用外となる治療と組み合わせることもあり、治療を受ける人たちの医療費が保険適用以前より高額となり、経済的な負担を抱えるケースも少なくありません。

こうした中、不妊治療を受ける人たちの経済的負担を軽くしようと、独自の子育て支援策を進めている場所があります。茨城県の常陸大宮市になります。昨年度から始めたこの不妊治療費助成事業では、保険適用の治療での自己負担分の3割が全額助成され、さらに保険適用外となる先進医療についても全額助成の対象となります。

具体的には、妻の年齢が43歳未満の方が対象で、夫婦双方が市内に住所があり、生活実態がある人であれば助成を受けることができます。また、保険適用の治療は妻の年齢が40歳から42歳の方が3回、39歳までの方が6回と保険の対象となる回数が決まっていますが、常陸大宮市では6回を超えた後の10割の自己負担分についても全額助成することにしております。

このように、全額自己負担となっている先進医療に関わる経済的な負担を軽減し、不妊治療における選択肢を広げ子供を望む町民を応援するためにも、独自の支援策を取り入れている自治体が増えている中で、我が町においても取り組むべきではないかと思いますが、まずは見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、不妊治療費の助成に関するご質問についてお答えいたします。

ご案内のとおり、国は昨年4月から少子化対策の一環として、以前から保険適用されているタイミング法などの一般不妊治療に加え、体外受精や顕微授精など有効性、安全性が確認された生殖補助医療についても保険適用といたしました。これにより幅広い不妊治療が受けやすくなり、不妊に悩むより多くの方々の支援につながることを期待されております。

一方で、受精卵の染色体異常を調べる着床前診断など、国が先進医療と位置づけるものは、希望者は多いものの全額自費診療となっており、当事者の方々の経済的負担は非常に大きくなっております。こうした中、議員ご紹介の常陸大宮市をはじめ、近隣市町村の中にも保険適用・適用外を問わず、医師が認めた不妊治療について独自に費用助成を開始する動きが見られます。

町では、少子化問題は全国規模の大きな課題であり、国主導によるさらなる対策が必要と

考えるところではありますが、当町における出生数の減少も顕著でありますので、町独自の少子化対策として、不妊治療費の助成制度に関し前向きに検討してまいります。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 不妊治療の助成制度について前向きに検討していただけるということですが、不妊治療の保険適用の対象となる年齢は、治療開始の時点で女性が43歳未満であること、また、保険が適用される回数は、女性が40歳未満の場合は子供1人に対して最大6回まで、40歳から43歳未満の場合は最大3回までとなっております。これは保険の話です。それは、女性の年齢が上がるにつれて体外受精の成功率が下がることや、43歳を過ぎると体外受精で出産に至る割合が5%以下に下がることが懸念されております。このような理由で年齢制限を設けていると考えます。

我が町においては一組でも多くの方々の希望をかなえるためにも、きめ細やかな助成制度をつくり上げるべきだと考えます。例えば治療開始の対象年齢の引上げ、回数を超えた場合、つまり6回もしくは3回を超えた後の10割の自己負担分についても対象とするなど、あらゆる助成が考えられます。

この不妊治療費の助成については、人口が少ない、言い換えれば現状対象者が少なく、今後対象者が増加傾向にある地方自治体、一宮町だからこそ取り組むべきではないかと考えます。国や県や都市部などでは対象者が多く、予算が莫大になりますが、この一宮町では地方自治体だからこそ救ってあげられると私は思います。その結果、一名でも多く出産につながってくれば、一宮町にとってもメリットは大きいはずです。

そこで再質問になりますが、厳しい財政状況の中でいつから助成していくのか、どのような予算規模を考えているのかなど詳細を伺えればと思います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問は終わりました。

答弁願います。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、いつからどの程度の予算規模を考えているかなど見解はといった再質問にお答えさせていただきます。

具体的にはこれからとなりますが、まずは他市町村の事例を十分に調査した上で、令和6

年度予算の編成に合わせ、当町においても取り組むことができる内容を検討したいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

答弁は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

再々質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 再質問はございませんが、令和6年度の当初予算でと大変前向きな答弁をいただきました。

不妊治療を受ける方の経済的な負担を軽くしようと、全国各地で独自の子育て支援策が進められております。近隣市町村を見ますと、子育て支援全体を考えると、教育費や給食費、医療費などの負担軽減など、自治体間、地域間競争の加熱の様相を呈していますが、我が町においては、まずは限られた財源の中でたくさんの方が不妊治療の助成を受けられるよう工夫をお願いしたいです。

不妊治療を受ける人は年々増えてきています。その大きな理由の一つは、結婚する年齢や妊娠・出産を希望する年齢が上がってきていることです。第1子出産時の女性の平均年齢は30.7歳であり、40年前と比べると5.0歳上昇していることが明らかになっております。高齢での妊娠・出産には、妊娠高血圧症候群をはじめとする合併症のリスクが高まるだけでなく、妊娠に至る確率も低くなることが医学的にも証明されております。

また、不妊治療を受ける場合、長期間になることも少なくないため、本人とその家族には身体的、精神的負担が重くのしかかります。だからこそ、この我が町においては経済的負担だけでも援助をして、一組でも多く希望がかなう仕組みづくりができればと思いますので、その点、要望させていただきます。

続きまして、2点目になります。これは地方自治体での迷惑防止条例について伺います。

一宮町では現在、海を中心に多数の別荘、飲食店、民泊、宿泊施設などが営業、建設しております。一宮町にとって観光客も増え、にぎわいや活気あふれる夏がもうすぐやってきます。

しかし一方で、また夏がやってきてしまうのではないかと思っている住民の方がたくさんいます。一宮町は田舎町で住民の人柄もよく、古きよき住宅別荘地だと考えております。ですが近年、モラルの低下や相互扶助意識の希薄化などにより、従来では一般的なルールやマナーとして考えられていたことを守れずにトラブルに発展、相互間で解決できずに行政の関

与が求められることがここ最近急増しております。特に事業者と住民とのトラブルが大半です。

昨年の12月議会でごみと騒音について質問させていただき、迷惑防止条例などの一宮町独自のルールの整備が急務だと訴えさせていただきました。そのほかにも歩きたばこや飼い犬などのペットのトラブル、バーベキューや焼却行為での煙や臭いのトラブルなど、様々な迷惑行為が問題となっております。

現状では行政に関与をお願いしても、トラブル事後の連絡やお願いベースでの対応しか取れなく、解決に至っていないケースや行政に関与を頼まないで泣き寝入りしているケースがほとんどです。

このような状況を踏まえ、条例づくりが必要と改めて訴えます。条例により、町民や事業者など一人一人が他人への迷惑行為に注意を払い、相互に思いやり、また、事例が発生した場合には関係者が注意を促すためのよりどころとなり、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の実現を図るとともに、地域の良好な人間関係の形成に寄与するものとなります。

昨年の12月議会の答弁では、今後ほかの自治体などの状況を確認しながら勉強してまいるとありましたが、先進事例はたくさんあります。静岡県磐田市では、まさに同じような状況から迷惑防止条例を策定してあります。今後、一宮町での必要性について、まずは見解を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、篠瀬議員の質問にお答えいたします。

質問にもあるとおり、最近町内では各種トラブルが発生していることは把握しております。篠瀬議員と共に解決に向けた話し合いなどに参加もしているところでございます。

迷惑防止条例の必要性についての町の考え方というご質問ですが、必要性は十分感じております。現在、制定に向けて情報収集、検討を行っています。今年度中には条例を制定したいと考えております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 今年度中の制定と大変前向きな答弁をいただきました。制定していただくことで、従来とは違った形で行政が関与ができ、住民は大変心強く思っています。

ですが、今回、迷惑防止条例を制定しても機能しない、曖昧なものにしてはいけないと思います。現在、トラブルにより快適な生活を送れない町民の方がたくさんいます。広く町民の声を拾い、反映させていただきたい。

現在、一宮町に現存する条例の中には、条例違反者には町長が改善の勧告、従わなければ命令をし、それでも違反した者には過料に処するという拘束力のある条例もあります。迷惑防止条例も同様に拘束力のあるものにしていただきたいと強く思いますが、見解を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 答弁願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 篠瀬議員のご指摘はごもっともであり、町としても十分に検討した上で、有効かつ町民のためになる迷惑防止条例の制定に向けて進んでまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

再々質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 今現在、一宮町ではいろいろな事業が行われており、そのおかげもあり活気もあり、移住者も増え、知名度も上がり、現に税収も上がっております。一宮町としてもこのことは大変ありがたく感謝していると思います。しかし、今回迷惑防止条例を制定することはとても心が痛みます。

また、この後、一般質問通告書を見ますと、この条例に関連した質問があるようです。

古きよき一宮町において、このような問題はありませんでした。一部のモラルや当たり前のことを守れない方々に対しての制定です。今後建設、営業を考えている方、建設中の方、また健全に営業されている方々への反対運動のような、そのための助長のような条例ではございません。ご理解いただけると幸いです。

町の見解を最後に伺います。

○議長（鵜沢清永君） 再々質問を終わりました。

答弁を願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 篠瀬議員のご発言のとおりでございます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 以上で篠瀬寛樹君の一般質問を終わります。

---

◇ 川 城 茂 樹 君

○議長（鶴沢清永君） 次に4番、川城茂樹君の一般質問を行います。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 4番、川城です。

それでは、大きく分けて2問の質問がありますので、1問ずつ質問させていただきます。

1問目です。地域計画策定について。

これまで地域での話し合いにより人・農地プランを作成してきたが、今後高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。このため、本年4月1日に改正農業経営基盤強化促進法が施行されました。農地の将来像を決める地域計画の策定が本格化しました。これまでの人・農地プランと異なり、一筆ごとに誰が農地を担うかを特定することと聞いている。

そこで以下の2点を伺います。

1点目、国は2025年3月までに地域計画の策定を求めている。簡単に計画が進むとは思わないが、町の策定計画を伺う。

2点目、必須となる10年後に誰が農地を担うか、一筆ごとに表す目標地図の作成について、様々な協議、準備等が必要と思われます。今後どのように進めていくのか伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの川城議員のご質問に対してご回答いたします。

地域計画作成に関するご質問ですが、関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

これまで町では、農業従事者の高齢化や担い手不足が懸念される中、農業中心経営体や地域農業の将来の在り方、こちらを明確化した人・農地プランを制定し、農地の適切な利用を図ってまいりました。

今回、農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、2025年3月までに1次計画を策定す

るとされております。そのため計画作成に当たりましては、地域の農業の現況や将来に向けた課題などを地域や集落ごとで中心となる経営体への農地集積や効率的な農地の活用方法などについて検討するほか、アンケートの実施、さらには農業委員会をはじめとしまして千葉県や農地バンク、農協や土地改良区などの意見を伺いながら、今後の目指すべき農地利用の姿を目標地図として作成するものでございます。この地域計画では従来の計画をさらに進めた形となりまして、10年後に目指す農地利用の姿を各地域で定め、農地1筆ごとに農業者の利用意向などの情報を地図上に定め、作成いたします。

現在、千葉県と作成に関する調整や支援内容について協議を重ねており、今後は関係機関との協力を図りながら、地域計画策定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 大変な作業とは思われますけれども、国が決めた方針でございますのでよろしくお願いします。

再質問でございますが、この地域計画策定後は、農業上の利用が行われる区域と保全等が行われる区域が明確になると思われれます。我が一宮町では農業が盛んな地域、また全国でもブランドの産地として栄えてきた町であります。そこで馬淵町長の今後の一宮町の農業の将来像、また、具体的な考えがあるのか伺います。

○議長（鶴沢清永君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 川城議員のご質問にお答えを申し上げます。

一宮町にとっての農業、これはこれまで稲作をはじめトマト、メロンなど施設園芸、また梨など果樹の栽培、こういったことを軸に基幹産業として大きな役割を果たしてきたものと認識しております。

近年は全国多くの地区で同じような状況でございますけれども、農業従事される方々が高齢化が進み、後継者が不足するという、そして後継者不足ということには、収益性の低下ということが随伴しております。そういった中でこの農業全般に課題が多いという状況であります。

今回の計画は、今おっしゃっていただいたとおり、各地域の具体的状況を踏まえて、より

きめの細かい農地利用の在り方を計画としてつくっていかうということです。これを通じて、どのような、今日的な文脈の中での一宮の農地の利用があり得るのかということができる限り明確にしていければというふうに思っております。

その上で私としては、一つは、これは川城議員もJ Aで携わられた直売回廊の増強により農家の皆様の収益力を上げるということ、こういったことも町のほうもお手伝いをしていきたい。

それから、農業経営の中でスマート農業の可能性といったものが今見えております。様々な作業をITを使うことによって省力化していくということではありますが、そして効率的に、効果的に生産を行っていく。こうしたことについても町でできる限り農業者の皆様をサポートしていきたい。

それから、新規の農業従事者の方の確保、これは川城議員もお世話取りをくださったわけですが、農業独立支援センターが長生地域ではJ A長生を中心に、白子、長生、一宮で今チームを組んで成果を上げつつあります。こうしたことをさらに引き続いて私ども努力していきたいと思っております。

これだけやはり優良な農地が展開していて、一宮町にお住まいになる皆様の多くがこのすばらしい農地の恵み、これは一方ではすばらしい食べ物としてそうした農作物を頂くということもあるわけですが、一方では生活環境として非常に優れているということもよく皆様から伺います。そういう意味では、総合的に農業は一宮の宝として守っていき、その増進を図っていくべきだと、そのように私は考えているところであります。具体的には今申し上げたようなところを柱に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

再々質問ございますか。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 特に再々質問はありません。よろしく願いいたします。

続きまして、2問目です。自治体のデジタルトランスフォーメーションについてお伺いいたします。自治体DXについて伺います。

もともとDXは民間企業で進められていたデジタル技術の活用で、人々の生活をよりよく変化させるためのものですが、今、自治体DXの推進が必要とされています。その理由の一つとして、少子高齢化に伴い労働世代の人口が減少し、公務員の数が不足することが見込ま

れ、インフラ維持、行政サービスの維持が難しくなることが言われています。

そこでD Xの推進に取り組み、業務の効率化を進め、職員の負担を軽減することが急務となっているが、小さい自治体ほどD X推進に苦戦していると聞いています。うまく進まない要因として、人材不足や十分な予算の確保が難しい、また、既存の業務で手いっぱいになっていることなどと言われていますが、近隣の市町村では自治体D X推進室を設置するなど、積極的に取り組んでいるところもあります。自治体間での温度差を感じます。

そこで、当町の取組について以下の3点を伺います。

1点目、D X推進の現状と今後の見通しを伺います。

2点目、D X推進に向けて、自治体の基幹システムを2025年までには全国で統一されたシステム、ガバメントクラウドへの移行が予定されていると聞くが、当町の対応を伺う。

3点目、D X推進に必要な予算を確保するには、まずは自治体のトップがその重要性を理解することが必要とされていますが、町長の見解を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、デジタルトランスフォーメーションについてお答えさせていただきます。

まず初めに、政府は2020年に閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、デジタル社会の目指すビジョンといたしまして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を掲げております。その実現のために、今自治体でD X推進が求められているところでございます。

さて、ご質問の当町におけるD Xの現状と見通しについてでございますが、1、2点は関連しておりますので、まとめて答弁させていただきますが、令和3年第4回議会定例会でお答えいたしました統合型G I Sや複数メディアに配信できる防災行政無線のほか、最近の導入事例といたしましては、令和5年3月にマイナンバーカードを利用した住民票の写し、印鑑登録証明書、町県民税課税証明書、所得証明書をコンビニエンスストアで取得できるコンビニ交付システムを始めたところでございます。

また、本年度には会計課等窓口での支払い、これは各種手数料とか使用料、これをキャッシュレスで行えるようにいたします。

今後につきましては、ご質問にございますガバメントクラウドの導入にまず注力してまいります。こちらは、町が導入しているシステムの提供事業者と現在システム移行に係る協議を進めており、国の示す令和7年度中への移行を無事に果たすべく、現在取り組んでいるところでございます。

3点目のDXに必要な予算を確保するにはとのことですが、川城議員ご指摘のとおり、これからの少子高齢化による労働人口の減少に対応するためには、DXの推進は必須と考えております。

しかしながら、小規模で予算にも限りある当町において、その導入は費用対効果なども十分に検討し、取捨選択する必要があります。今後も先進事例や各自治体の動向、国等の補助制度等に注視しつつ、当町に適したDXの推進取組を模索し、効率的で質の高い住民サービスの提供を目指してまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） ありがとうございます。大変なことでしょうけれども、避けては通れない問題ですので、よろしくお願いします。

そこで再質問させていただきます。

回答のとおり予算に限りがありますので、国等の補助制度の活用は必要かと思われま。多古町では総務省の制度を活用したと聞いています。そこで改めて、自治体のトップである馬淵町長のDXに対する重要性、必要性について再度伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問は終わりました。

答弁願います。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 川城議員のご質問にお答えを申し上げます。

国等の補助制度を活用しながらDXを前に進めるということは、その必要はおっしゃるとおりかと存じます。

多古町の事例についておっしゃっていただきました。私どものほうで多古町の状況についても調べてございますけれども、多古町では総務省が提供しております地域活性化起業人制度というものを活用していらっしゃるということでもあります。民間から様々な分野のスペシ

ャリストを派遣するという事について、その費用を補助するという、そういう制度だそう  
であります。この補助制度は地域が限定されて設定されておりまして、一宮町はこの対象団  
体に含まれていないということで、残念ながらこれが多古町のように私どものところは用い  
ることができないというのが現状でございます。少しでも可能なものは探していくべきだと  
存じますが、今ご言及いただいた多古町についてはそういったことでございます。

このDXについての町長の認識ということで、これもご質問を頂戴しました。私といたし  
ましては、やはりこのDX、デジタルトランスフォーメーションという言葉でありますけれ  
ども、デジタルの技術、ICTの技術を使うことによって業務の効率化を図り、そして役場  
の職員、あるいは実際にサービスをお受けになる住民の皆様、双方ともに大変利便性が上が  
ると、そういったことが目指されているものだと思います。

そして、そこで役場の職員の省力化というものが行われたときに浮いてくる時間、労力が  
あります。こうしたことをきめの細かい住民サービスに充てていくということが求められて  
いるんだろうと私考えているところであります。

そうしたことで考えますと、私どものところ小さい町で、対面的なお付き合いが住民のど  
なたとも可能なサイズで、非常にそういった意味では人間的な等身大の町であると思うん  
ですけれども、一方でこのDXと兼ね備えることで、非常にますます住みよい町になるかなと  
いうふうに考えるところであります。

ただ、これは総務課長からも申し上げたところなんでありますけれども、コストとか使い  
勝手など、そのあたりよく見極めないといけないということでもあります。これ一例を挙げて  
大変恐縮なんです、ある大都市で保育園の入園希望者の方が物すごく大勢いらっしやると。  
それを職員の諸君が手仕事で2週間とか、複数の職員の皆さんがもうずっとその業務かか  
りきりで、ようやく候補を全部配分するという作業を行っていた。それがAIでつくることで  
僅か数秒で終わったという、これ有名な実例がございます。

しかし、例えば私どもの町では百数十名、200名ほどの新しい入園希望者の方、200名もい  
らっしやらないような状況ですので、逆にこのAIを導入するとなると初期費用、それから  
維持費用もかかります。それよりも、個々の方とお目にかかりながら、お話を聞きながらやる  
というのでも、逆にきめの細かい、いい配分ができると。そういうあたりもございまして、  
そういうところ担当課ともよく協議をしながら、一つ一つ見極めて、この町にふさわしいD  
Xの在り方を導入していきたいと、そのように考えております。

先ほど総務課長からご紹介申し上げた事例は、いずれも住民の皆様にまず利便性を差し上

げられる。そして、私ども役場のほうでもその利便性の受け手になれるということで導入をしたものでありますけれども、そういったものをこれからも継続的にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問ありますか。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 再々質問はありませんが、私のこの2つの問題は今後必ず直面する問題であります。国の方針に基づきながら、一宮町にふさわしい町としての両方をつくり上げていきたいとお願いをします。よろしく申し上げます。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（鵜沢清永君） 以上で川城茂樹君の一般質問を終わります。

ここで会議開会后1時間30分経過しますので、15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時45分でお願ひします。

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時45分

○議長（鵜沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 大橋照雄君

○議長（鵜沢清永君） 次に、5番、大橋照雄君の一般質問を行います。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋です。

私、大きな題目で3つ質問があります。それで、各章目の質問がありますので、これ1つずつ質問していきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

1番目、一宮リアライズについて。

質問、リアライズについて、町民への説明のために次の点を伺う。

①会計検査院が町に来たと伺った。いつ、何人の検査員が来たのか伺います。お願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） ただいまのご質問、会計検査に関するご質問にお答えします。

本件につきましては、会計検査院が行う検査に係る事務または事業に関する情報であり、公にすることにより正確な事実の把握を困難にするおそれ、または違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがあるため、答弁を控えさせていただきます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） これ内容じゃなくて、来たか来ないかというだけの回答を求めているんですけれども、それでも問題になりますか。

○議長（鵜沢清永君） 答弁をお願いします。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） 本件については、先ほどお答えしたとおり、来たかどうかというところも含めて、答弁を控えさせていただきます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） それは町長の見解でそうなったんでしょうか、それともほかの要因が働いてそうなったんでしょうか、それをちょっと教えてください。

○議長（鵜沢清永君） 渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） ただいまのご質問にお答えします。

一宮町情報公開条例の第7条第6号のアに該当するものでございます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） はい。

○5番（大橋照雄君） ②、町はサーフィンセンターとモニタリングハウスの事業ができなくなったのは、用地の整備費を、国が交付金制度を変更し対象外とされたため、着手できなくなったとありましたが、私たちの調査によりますと、そういうことがなかったということになっておりますので、もう一度これをちょっと説明していただきたい。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

答弁願います。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） ただいまのご質問、国の交付金制度の変更に関するご質問にお答えします。

これまで何度か答弁してまいりましたとおり、間違いがございません。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） それで、私どもも簡単に済ませるわけにいかないと思ひまして、いろいろなことで調査をしました。それで、私も会計検査院のことにに関してガセネタをつかまされて議会で発表したんじゃないかという、そういう意見もありましたので、実際に会計検査院のところまで行ってお話を伺ってきました。そして会計検査院がおっしゃったことは、調査はやっていますよと、そういう回答はいただきました。ただ、詳しいことは説明できませんと、そういう内容でありました。

この用地の整備のことが新聞などに載っていましたが、毎日新聞ですか、サーフオノミクスですか、これが断念になったという記事が載っていました。

それで、その中で、用地費に5,000万ぐらいの金額を掲げてあったんですけども、私どもが調査しましたところ、申請書はあります。その申請書の中には、用地は町が造成し、そしてこの造成した土地を事業者に賃貸して、それで賃貸料を町が頂くというような内容でした。しかし、コロナ禍で交付金を活用するとか、そういうあれは一切ありません。交付金は最初から使う予定にはなっていなかった。これはある会議の中でも委員の方がその辺を答えていましたけれども、要するに交付金は最初から土地の造成には含まれていない、そういう内容でした。

しかし町長の説明だと、国が制度を急に変えたので、青天のへきれきのようなことをおっしゃっていました。これは実際と違う虚偽ではないかということが、私たちの調査では発覚しましたので、そういう虚偽の内容で、町民の財産をそっくり国の関係者の方のほうに全部流れちゃったということが、非常に私は町民に大きな損害を与えたということで、問題だと。

だから私どもは弁護士を立てて、会計監査の申請をしました。そして回答が出たそうです。何の損害も与えていないという内容らしいんですが、私たちはこの損害は非常に微々たる金

額になるということは想定しておりました。そして弁護士も、こういう金額になるけれども、それでもいいのかという内容を述べておりましたが、それでも私は町民のためにはお知らせしなきゃいけないから、ぜひお願いしますということで、記者会見まで開いてやりました。記者会見は、要するに言っていることに虚偽内容があるので、そういう内容で無償譲渡しちゃったことに対して問題ですよということで、朝日新聞が記事として載ってくれています。

この虚偽発言的な内容をもって、町民の財産を無償で差し上げてしまった、ここに非常に大きな問題があります。そして町民に説明もしないし、それから成功例として、今、駅のところに直売所があるんですが、これは商工会議所が運営しているみたいなんです、これはうまく運営できています。しかし、この国の評定委員の方が社長をやっているところではできない。そして、町も筆頭株主でありながらそれをコントロールすることができなかった。非常に町にとって問題が多い。虚偽の発言の上に問題が多くあるんで、これを責任として町長は感じないのか。そういう質問になりますので、ぜひ町長の見解をお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問を終わりました。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 全く事実であり、虚偽ではございません。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） そうしますと、申請書を、じゃ、私が今ピックアップしてあるので読上げますけれども、業種転換、店舗誘致については、まちづくり会社の出資が決まっている東京R不動産が入居先を先に探した上で、その業務に合わせて改善を行うものである。同時に、現在空き店舗の所有者や地主から改善費等について一定程度の費用負担を求め、連携を図る。また、金融機関の融資についてはリノベーションケースに応ずる。こういうのもあります。

それから、宅地造成については町がお金を用意して、そしてその賃貸料を業者から頂く、そういうことになって、業者は民間の機関のお金を利用して、それを事業費として使うというような内容でその申請書にはなっています。

したがって、これは国の制度が急変したので資金のお金を用意できなかった。これは非常に違う発言をしているということで、私は虚偽だというふうに申し上げました。それでもまだ町長は、そういう事実とは無根だということでおっしゃるのであれば、もう一度お願いします。

○議長（鵜沢清永君） 再々質問が終わりました。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 事実であって虚偽ではありません。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 次はじゃ、今度は教育のほうになります。

命を守る水泳授業について。

安全に万全の体制を求める。フィットネスクラブの水泳教室で、参加児童が死亡したという事故があった。民間のプールは児童用ではないと聞く。町も現在民間に委託して水泳授業を行っている。安全な授業を行っているのか、次の点を伺う。

①、この事故を知って、町長と教育長はどのような対応を行ったのか。それぞれの長の方をお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 教育長。

○教育長（竹之内達生君） 大橋議員の命を守る水泳授業についてのご質問にお答えをいたします。

大橋議員がご質問された、フィットネスクラブにおける水泳教室の死亡事故は、富山県高岡市にあるオーパススイミングクラブのプールで、4月22日に起きた事案でございます。そこで起きた水泳教室の事故は、まず一つ、児童ではなく5歳の幼児であるということ。そして、授業ではなく水泳教室で起きた事故であるということです。

報道では、お遊びの時間に、男児は遊びの時間の前にコーチにヘルパーを結んでもらい、ジェットバスへ。数分後、プールサイドにいた別のコーチの許可を得て、プールの踏み台部分に飛び込んだと、この際にひもがほどけてヘルパーが外れ、バランスを崩したと報じられています。

授業で起きた事故とは異なるということを冒頭お伝えした上で、回答させていただきます。

しかしながら、水泳教室で起きた事故とはいえ、管理運営上絶対に起きてはならない事故であり、水の事故は命に直結しますので、学校においても改めて万全を期して指導するように校長会で確認したところでございます。お子様を亡くしてしまったご家族のことを思いますと、心中を察するに難しいことでございます。

さて、大橋議員からのご質問ですが、水泳授業について安全に万全を期すようにという貴重なご意見、ありがとうございます。水泳は、大橋議員のおっしゃるように、命を守る大切な授業です。逆に、安全を軽視すれば命を失ってしまうといった、安全管理をしっかりと

行った上で授業を行っていかなくてはならないことでございます。

1つ目にあったご質問ですが、どのような対応を取ったかという質問についてお答えします。

学校には、事前の健康観察の確認、準備運動、そして管理体制をしっかりと行うように、管理職を通してお伝えしてあります。体制については、プール内で指導する者、そしてプールの上から全体を見て監視員の役割を果たす教員を配置してございます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ちょっとあれがまだ、町長と教育長の答弁をお願いしたいと。

○議長（鵜沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私は、スイミング教室を行っていただいている方との授業の打合せのところに、実際に意見交換をさせていただくということでお伺いをしました。あと、教育長とそれから教育課の諸君とこの扱いについて十分話をいたしました。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

○5番（大橋照雄君） ②国の授業規定はありますか。児童何人に対して監視員を何人つける決まりがありますかについて質問します。

○議長（鵜沢清永君） 竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） 指導員や監視員の決まりがあるかというご質問ですが、これは児童数に対する配置基準は定められていません。スポーツ庁では、監視員については、プール全体をくまなく監視できるような十分な数を配置し、救護員についても緊急時に速やかな対応が可能になる数を確保することと明記されております。一例を挙げますと、京都市では体育科の学習中は担任を含め必ず2名以上で行う。また、夏季休業中は3名以上で行うといった基準をそれぞれの自治体で定めているところがあるというところでございます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） そうしますと、決まりがないということですが、一宮町は決まりをつくるような、そういう考えはないんですか。

○議長（鶴沢清永君） 竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） 今の質問なんですけれども、基準を設けることによって授業が成立しなくなる可能性があります。というのは、それぞれの学年の人数が年度によって異なります。人数を定めることによって基準が定められていると、それで授業ができなくなるということがありますので、先ほども申し上げたように、人数というよりも体制をどうするのかというところを重視し、授業のほうを進めていくという考えでございます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） その体制は、じゃ、町として決めてあるんですか。

○議長（鶴沢清永君） 答弁願います。

竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） それは先ほどの答弁でお話ししたように、水泳の指導の中で、プールの中に入っている指導者、そして上から見ている指導者がいるということ、それが必要最低限の基準であるというふうに、学校側もそこは認識しております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） ③不幸にも事故が発生した場合、責任の所在はどこにあるのか、その根拠となるものは何なのか説明をお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） ただいまの事故発生の場合の責任の所在についてですが、これはケースによって異なると思います。平成27年度、スポーツ庁委託業務で、日本スポーツ振興センターが作成した「学校における水泳事故防止必携」の水泳事故等損害賠償によりますと、学校側の賠償責任が問題となる水泳事故は、大別すると2つあると明記されています。

1つは、水泳授業、部活動などの水泳指導、夏季休業中の水泳指導などの教師の活動に伴って発生する事故、2つ目は、施設設備の使用に伴って発生する事故というふうに明記されております。

1つ目の場合、公立学校における事故は国家賠償法が適用されるとあります。教師の児童生徒に対する教育活動において、その指導監督における過誤による事故では国家賠償法第1条第1項が適用され、この場合賠償責任の負担は学校設置者であるとされています。

2つ目の場合は、施設設備の欠陥に起因するものです。当然のことながら、学校の設置しているプールの施設設備が起因で起きたものであれば、国家賠償法第2条第1項の規定で公共団体がこれを賠償する責任があるとされています。

しかし、民間委託をした場合の施設設備の欠陥で起きた事故であれば、民法第717条第1項の規定でその事業主に責任が生じ、損害を賠償するということになります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

○5番（大橋照雄君） ④水泳教室は命を守る大切な教育です。町の優先課題である教育に、町長は優先的に取り組んでいるのか、それはどの点を示しているのか説明をお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） 最初に私が答弁します。教育に関することですので、私のほうから答弁させていただきます。

町の優先課題の教育については、日頃から人権、命の大切さを最重要と位置づけ、多様性を認め、自他を大切にす教育、個性の伸長を重視した教育、それに取り組んでいます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私は教育長と理念、方法ともに共有させていただきながら、一緒に教育に取り組ませていただきます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 実は私、漠然としたような質問になっているかもしれないんですけども、念頭に、町長が、町の最優先の課題が防災と教育だということをおっしゃったので、この教育のところに力を入れるような行政を行うのかなと思ひまして、実は予算書を見たところ、別に予算金額が変わっているわけでもないし、本当に力を入れてやるのかなという、そういう疑心暗鬼がありましたので、今回こういう質問をしました。

したがって、この水泳教室などにおいても予算を少し盛って、より安全なことを考えて、そういう行政を行うのかなと思って見ていたんですが、その辺がちょっと見られなかったののでそういう質問をしたわけなんですけど、そういう姿勢は町長にはないでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） 質問ですか。

○5番（大橋照雄君） はい。

○議長（鵜沢清永君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 限られた予算であります。町政全般にわたって必要な事業がめじろ押しではありますが、その中で私の主観的には、防災と教育が優先度が高いというのは、議員おっしゃるとおりだというふうに、私は個人的にはそう考えております。その中でできる限り質のいい教育を差し上げるといふこと、これについて教育長をはじめ教育課の諸君と共に取り組ませていただいているところです。予算についても、できる限り必要なものは取っていききたいというふうにももちろん考えているところであります。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問を願います。

○5番（大橋照雄君） 3番目、これ民泊という、最近、篠瀬議員も質問しましたが、私のところにも民泊で困るといふ件が町民からありましたので、急遽、にわか勉強ではございますが、質問させていただきます。

まず、町民を守る町政が優先だと思っておりますので、今申請中の物件が、町のある地区であります。そして、町民の説明会などが開かれておりまして、町のある地区のその事業についていろいろ検討がされているんですが、住民が非常に不安な思いをしているということをよく聞くので、町政に助けを求めたら、町政は地区で対応してくれというような回答ももらっているということも聞いていますので、これではちょっと心配だなと思ひまして、次の質問をします。

①ある区から町に住民環境安全のための相談があったと思ひます。どのような対応をしたのか伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

答弁願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 近隣住民の生活への影響を与える問題といたしまして、特に道路排水について相談がございました。この件につきましては、排水の先の確認をいたしまして、問題はございませんでした。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

再質問ありますか。

○5番（大橋照雄君） まず、排水のところだけが関係したということですよ。問題がなか

ったということで分かりました。

じゃ、②町は条例制定を考えているようですが、現在進行中の事業には適用ができるんですか、説明をお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 現在の事業に関しまして、営業開始には、断言できませんが間に合うかと思えます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ③、町道への排水を許可したんですが、十分な排水能力があるということでお聞きしているんですが、これ問題が発生した場合は町が責任を持って対応するということがよろしいでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 先ほども述べましたけれども、今回の排水先側溝については流量計算上も排水能力に問題はございません。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

○5番（大橋照雄君） いや、私は、もし万が一問題があったら町が責任を負うのですかという質問をしたんですけれども。

○議長（鵜沢清永君） 答弁願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 町道の側溝ですので、もし問題がございましたら町として対応いたします。

○議長（鵜沢清永君） はい。

○5番（大橋照雄君） この事業で、最近業者がすごく、今だけよければいいというような方も、そういう事業者も何かあるみたいですので、責任放棄しちゃった場合は、これは町が責任を持って対処するつもりなのか、町長に、もしお答えいただければ。

○議長（鵜沢清永君） 高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 私のほうで答弁しますけれども、責任につきましては、あく

までも事業者にございます。我々としては条例等により適切な指導を行ってまいりたいと思  
います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 総括しまして、私も説明会に何度か参加させてもらいまして、いろん  
な情報を伝えてもらいました。この質問を出した後に、実はこの間説明会、町民の集いとい  
うところでまた説明的な部分がありまして、それでその中で共通して言えるのが、町も警察  
も手が出せない部分が非常にあると。これは実際、すごい騒音を出していても、警察が行っ  
てもなかなか取締りができないと。それをどんどん追及していきますと、やはり篠瀬議員が  
おっしゃったように、条例がきちんとないとこれがなかなか、警察もバックボーンになるも  
のがないと取締りをなかなかできないと。だから、しっかりした条例をつくる必要があるな  
と。だから、手を出せないというような状況は非常にまずいので、しっかりした条例を制定  
することがまず町にとって急務かなと思います。

そこで、いろんな住民の方の意見も取り入れた条例をきちんと制定すべきだなと、そうい  
う思いから、ぜひ協議会みたいなものを立ち上げて、もんでつくったらどうでしょうか。私  
はこれ提案なんですけれども、お答えいただければ助かります。

○議長（鵜沢清永君） 答弁願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 協議会に関しては考えてございませんが、その辺も併せて検  
討しながら、条例制定に向けて進めてまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） じゃ、検討のほうをよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（鵜沢清永君） 以上で大橋昭雄君の一般質問を終わります。

---

◇ 宇佐美 信 幸 君

○議長（鵜沢清永君） 次に、2番、宇佐美信幸君の一般質問を行います。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 2番、宇佐美信幸です。よろしくお願いいたします。

大きく4つの質問がありますので、1つずつ分けて質問させていただきます。

まず1問目、統一景観形成についてお伺いをいたします。

第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点戦略の基本目標2「パワースポット一宮の力の源としての農業と各種産業の拡大」の取組策3に「魅力あるまちづくりを目指した統一景観形成」とありまして、施策の展開で、統一景観形成に向けた他の自治体の先進的な施策の導入を検討とあります。

そこで以下の3点をお伺いいたします。

1つ目、統一景観形成はどのエリアを目標として位置づけているのでしょうか。

2つ目、現時点で具体的に検討していることはありますでしょうか。

3つ目、令和8年度までに景観計画の策定という目標が設定されていますが、あと3年で計画の策定という目標を達成できる見込みなのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、宇佐美議員のご質問にお答えします。

まず、総合戦略の重点戦略の基本目標に対する取組策としての魅力あるまちづくりを目指した統一景観形成については、今のところ特定のエリアの位置づけはございません。

また、現段階での具体的な取組といたしましては、令和3年4月1日付で景観行政団体に移行しております。景観行政団体とは、景観法第98条の規定により、都道府県に代わって景観計画の策定、景観条例の制定を含む景観行政事務を処理することができるというものでございます。

一宮町では、玉前神社を中心とした歴史的な景観や、サーフィン文化の影響を受けた海岸沿いの景観など各エリアで特色が見られ、今後は、策定を予定している景観計画や景観条例に基づき、エリアごとの特性に応じた適切な景観の保全、規制及び誘導を行うことで、統一された町並みの形成を図り、住民の景観に対する意識醸成や、住宅地、商業地、観光地としての魅力向上等を目指していきたいと考えております。

なお、計画の策定には景観施策の専門的知識を有するコンサルタントの助言が必要となります。予算が確保出来次第、計画策定、条例制定に向けて着手してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 答弁ありがとうございます。

海沿いには、民間主導で新しい店舗や住居がかなりハイペースな状態で建ってきております。一方で、玉前神社周辺は店を閉じる店舗が増えています。この実際のスピード感と本目標には大きな乖離があるように私は感じております。予算が確保出来次第着手というご答弁いただきましたけれども、令和8年度という時期を考えますと先送りされるのではないかと、いうことを私は強く感じます。

また、計画の策定の次には、今度は実行というフェーズがあるわけですので、そこまで見越したスピード感を持つ必要があると思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 再質問を終わりました。

答弁願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） ご指摘のとおりスピード感は必要であると考えます。でき得る限り早く予算、人員を確保した上で計画を策定しまして、次のフェーズに入っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） できる限り早くというのは、令和8年度までに計画策定という目標を維持して、そのスケジュールに沿って予算を確保し、進めるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 質問を終わりました。

答弁願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） そういうご理解で結構でございます。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○2番（宇佐美信幸君） 令和8年度に実行に移せるしっかりとした計画の策定をお願いいた

します。

では、次の質問に移ります。

2問目は、地方創生応援税制、いわゆるふるさと納税について2点お伺いをいたします。

1点目、昨年度、納税額が減少に転じましたが、主な原因は何でしょうか。また、納税額を増やす施策は何でしょうか。

2つ目、第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点戦略に「企業版ふるさと納税の活用」とありますが、昨年度の企業版ふるさと納税の金額をお伺いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、宇佐美議員の1点目のふるさと納税の分析及び寄附額増の施策についてお答えします。

町ではこれまで、自治体の魅力のPRや返礼品の紹介、寄附金の収納、返礼品の発送などを代行するポータルサイトについて、自治体登録件数全国1位の「ふるさとチョイス」をはじめ、「楽天ふるさと納税」「さとふる」の3つのサイトを活用し寄附金を募ってまいりました。

また、メロン、トマト、梨などの農産物や落花生、菓子、みそなどの加工食品、釣り具などの製品、乗馬センター、宿泊施設、ゴルフ場、サーフィンなどの体験型の返礼品や、全国的に人気の高い米のほか、掃除代行、高齢者の見守りサービスなど時代のニーズに沿った返礼品をラインアップに加え、返礼品の充実にも努めてまいりましたが、議員のご指摘のとおり昨年の令和4年度につきましては、寄附申出額ベースで前年度比87.5%、額としましては1億7,676万1,000円と、約2,514万円の減となります。

減の分析は特にしてございませんが、オリンピックをピークに減少に転じていると史料される一方で、直近の令和5年4月と5月の寄附申出額が、令和元年からの4月と5月の寄附申出額と比べて一番高い寄附額となっている状況などを踏まえると、様々な要因から変動していることが分かります。

まずは、ポータルサイトの間口を広げることで寄附金の獲得につながると考えておりますので、ポータルサイトの増設と併せて、引き続き魅力ある返礼品の開拓も行ってまいります。

続きまして、2点目の企業版ふるさと納税についてお答えします。

企業版ふるさと納税は、平成28年度に創設され、国が認定した地方再生計画に位置づけら

れる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みでございます。

損金算入による軽減効果である寄附額の約3割と合わせて、令和2年度税制改革により拡充された税額控除である寄附額の最大6割により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されています。

本町では、第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点戦略として、民間活力によるまちづくりの中で、企業版ふるさと納税制度の活用を掲げており、総務省から第63回地域再生計画の認定を昨年、令和4年3月31日に受け、その後、令和4年4月20日から一宮町企業版ふるさと納税事務取扱要領を制定し、企業版ふるさと納税の運用を図っております。

これまでの企業版ふるさと納税の実績でございますが、令和4年度の実績はなく、令和5年5月末現在で1件、50万円の寄附を受領してございます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

ポータルサイトの間口を広げることは必須だと思いますので、ぜひ推進をしていただきたいと思います。また、魅力ある返礼品の開拓は、事業者へのアプローチをより積極的に行い、新たな柱となる返礼品の開拓強化に努めていただきたいと思います。

そこで2点ほど再質問がございます。

1つ目、間口を広めたり、魅力ある返礼品が生まれても、埋もれてしまっただけでは効果がありません。そこで、認知してもらうための施策、いわゆるプロモーションはどのように考えているのかお伺いいたします。

2つ目、総合戦略の目標では、令和8年度に企業版ふるさと納税の納税額を3,000万円にすると設定されていますが、現状、1件50万円を考えると、これはかなり挑戦的な目標と感じます。現状、この目標を達成する見込みはあるのでしょうか。また、達成のためにどのような計画を考えているのかお伺いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 再質問を終わりました。

答弁願います。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、宇佐美議員の再質問の1点目、プロモーションに関する再質問にお答えします。

魅力ある返礼品を多くの寄附者の皆様へ知っていただく施策としまして、プロモーションは効果的であります。プロモーションするに当たっては、各ポータルサイトで様々な方法がございます。そのほとんどは有料となっております。

ふるさと納税制度では、寄附金の募集に要する費用の合計が、寄附金受領額の合計額の50%以下であることが求められていますので、今後、プロモーションするに当たっては、当該基準を遵守しつつ、適宜取り組んでまいりたいと存じます。

2点目の企業版ふるさと納税の見込みと計画についてお答えします。

宇佐美議員のご指摘のとおり、現状では目標達成は厳しい見込みではありますが、これまで行ってまいりました町と関連する企業やトップセールスなどにおいて本町PRを含め、企業版ふるさと納税へのご案内を強化するとともに、ポータルサイトを活用したプロモーションなどを行い、町外の企業者に様々な角度から一宮町の魅力をPRし、寄附獲得に向け取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ターゲットを絞ったプロモーションなど戦略を立てた施策が必要であると思いますが、それには専門的な知識が必要であるとともに、現状のオペレーションとは別の人材が必要だというふうに私は思います。現状、ふるさと納税の担当は何名で行っているのか、また専門的な知識をつけるために今後計画していることがあれば教えてください。

○議長（鶴沢清永君） 質問は終わりました。

答弁願います。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、宇佐美議員の再々質問にお答えします。

専門的な知識に関する再々質問でございますが、現状のふるさと納税担当職員は1名でございますが、繁忙期には課内職員が協力している状況でございます。

また、専門的な知識をつけるための今後の計画についてのご質問でございますが、職員が業務を行いながら短期で専門知識をつけることは困難であります。そのため、専門知識を有

する各ポータルサイトのプロモーションのほか、運営代行や返礼品の開発など、経費をかける手法もございます。引き続き、様々な施策を練って、経費の基準も遵守しつつ、多くの寄附者の皆様に一宮町を選んでいただけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁は終わりました。

次の質問をお願いします。

○2番（宇佐美信幸君） 答弁ありがとうございました。

日本全体の人口が減少していく中で、一宮町の人口も減少していくことが予想されます。税収の減少が見込まれます。国などからの支援もなかなか期待できない。このような状況で、町の収入を増やすにはふるさと納税が、現行の制度では最も効果的だと思われます。多くの自治体の成功例を見てもそれは明白でありますので、本来であればそこに力を入れなくてはいけない部分だというふうに思います。現状担当が1名ということ、正直私は驚いておりますので、ぜひ人材の増強など早急に検討していただきたいと思っておりますし、周辺の自治体でも成功している例がありますので、そのような自治体から学ぶ機会をつくるなど、より力を入れていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

3問目ですが、防災応援協定についてお伺いいたします。

昨今、比較的大きめの地震が多発しているとともに、これから台風シーズンを迎え、防災に対していま一度再確認をする必要があると思っております。そこで次の点をお伺いいたします。

防災計画の資料を見ますと、有事の際の企業、団体との応援協定は29件、現在締結をしていますが、有事の際にこれらの協定がきちんと機能するのか、定期的に協定相手と打合せをしたり、確認、見直しなどを行っているのでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、ただいまの防災協定についてお答えさせていただきます。

防災協定につきましては、現在、議員のご質問のとおり、県や市町村、一宮建設業協力会、千葉土建、その他様々な民間企業等、多岐にわたる団体と29の協定を締結してございます。

協定は終了の意思を示さない限りは1年ごとに自動更新されるものとなっているため、時

期を決めた定期的な打合せ等を行っていない現状でございます。しかしながら、担当が変わったり、協定内容の変更が必要な際など、適時連絡を取り、打合せを行いながら、円滑に協力体制が図られるようにしているところでございます。

今後も締結先の団体様と、有事の際に速やかな連携を取れるよう協力体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。有事の際に協定が機能することが大切ですので、定期的な打合せや見直しを行っていただくことを希望いたします。

そこで、町の防災訓練の際に、これらの協定に基づいた手順の確認などの訓練を実施しているのかお伺いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 再質問は終わりました。

答弁願います。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） ご質問のとおり、有事の際に協定を有効に機能させることが一番重要であると思います。そのためにはどのような協定がどこと締結されており、いざというときにどこに連絡したらいいのか、こういったことがスムーズに行われなければなりません。

こうした連絡先等につきましては、これまで防災担当者のほうが把握している状況でございましたが、今後は災害対策本部の立ち上げ訓練等で情報を共有し、円滑な要請ができる体制維持に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

再々質問ありますか。

次の質問をお願いします。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。避難が最も大切であることは言うまでもありませんが、避難後の円滑なオペレーションも平時から想定して準備をしていただければと思います。よろしくお伺いいたします。

それでは、4問目の質問に移ります。最後の質問は、部活動の地域移行についてです。

今年度から2025年度までに、公立中学校の休日の部活動を地域移行する方針が国から示さ

れておりますが、一宮中学校での地域移行に関する検討状況をお伺いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

部活動の地域移行につきましては、国県の方針に基づき、中学校の休日の部活動を、段階的に地域のクラブ活動等へ移行することを目指しております。

これまでの方針では、令和7年度末までに全ての部活動で地域移行のめどをつけるとしておりましたが、令和5年3月31日に千葉県における方針が変更され、令和7年度末までに全中学校で複数部活動の地域移行、また、各市町村で全部活動地域移行完了の推進計画を作成となりました。そして令和8年度以降は、この推進計画に沿った具体的な取組を実施するとされたところでございます。

当町における進捗状況ですが、令和4年度は、8月に町教育委員会と中学校で打合せを行い、地域移行の概要説明、予想される課題、今後の方向性などについて情報共有をいたしました。

また、令和5年1月には小学校5・6年生の児童及び保護者、中学校1・2年生の生徒及び保護者、そして中学校部活動顧問を対象に中学校の部活動に関するアンケート調査を実施いたしました。アンケートでは、8割以上の保護者が休日部活動の地域移行に肯定的な回答しておりますが、一方で地域移行による送迎や費用負担への不安がうかがえます。また、児童生徒では、中学生の3割、小学生の5割が、休日に部活動を行わないことを希望すると回答しております。

このアンケート結果を把握・分析することにより、より地域のニーズに合ったスポーツ・文化活動の形を構築していかなければなりません。地域移行に向けて様々な選択肢がある中で、指導者や受皿となる団体の確保などの課題も山積しており、各市町村とも手探りの状況が続いております。

これまでも県内市町村で意見交換を行ってまいりましたが、今後は長生郡内の担当者会議などでそれぞれの課題を共有し、当地域に適した体制を模索していきたいと考えております。

また、保護者の皆様にも、今後の方向性など、いまだ流動的な部分はありますが、タイミングを見計らって情報提供してまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 再質問はありませんが、最後に一言、よろしいでしょうか。

答弁ありがとうございました。国や県からの方針に変更があり、きちんと定まっていない状況で、答弁にもありましたように、手探りの状況で苦労されている中、打合せの実施やアンケートの実施など少しずつ進めていただいているということがよく分かりました。

この目的は教員の負担軽減ということでありますけれども、生徒、保護者へ金銭的、長距離移動などの時間的負担が発生しないよう、検討の際にはぜひその点を考慮いただければと思います。

以上、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鵜沢清永君） 以上で宇佐美信幸君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。会議再開は午後1時の予定です。

休憩 午前11時36分

---

再開 午後 1時00分

○議長（鵜沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 袴田 忍 君

○議長（鵜沢清永君） 9番、袴田 忍君の一般質問を行います。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 私のほうも2つ質問がございますが、1問ずつ切らせてよろしいでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） どうぞ。

○9番（袴田 忍君） では、1問ずつお願いいたします。

1問目、町内各学校の不登校等について伺うということで質問をつくりました。

人によっては、コロナの発生、そしてコロナ禍の影響は大きな不安をもたらしました。このことから、子供のことについて質問をつくりました。

コロナ禍の中で、学校に通えない、通いづらい児童生徒が多く見られる傾向にあるという報道もされています。我が町の実態はどのような状況であるのか、3点ほど伺います。

1 点目、実際、小学校、中学校、3 学校の状況はどうでしょうか。不登校についてどれくらい的人数が把握できているのでしょうか。

2 点目、その不登校の状況があつて、その支援策はどのように考えているのか。

3 点目、ヤングケアラー等での不登校の実態はあるのか。

この3つをお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） 袴田議員の不登校等の件についてのご質問にお答え申し上げます。

1 点目の小中学校の不登校等の状況についてまず説明いたします。

まず、長欠の扱いについて、ちょっと簡単に説明させていただきたいんですけども、欠席の日数別では、15日から29日までというのを1区切り、30日以上というのを2つ目、そして全欠として集計のほうを取っています。また、理由別として、病気、それから経済的理由、そして今ご質問のあった不登校、そしてその他の4項目で集計していることをお伝え申し上げ、ご報告いたします。

初めに、本年度の状況について学校別にお伝えいたします。

東浪見小学校は全て、今該当者ゼロです。一宮小学校では15日から29日までが2名、30日以上は1名、全欠は2名で計5名です。うち不登校は3名、その他海外に行っている児童、インターナショナルスクールに通学している児童が1名おります。

一宮中学校は15日から29日までが8名、30日以上は4名、全欠は3名で計15名です。うち病気による欠席1名、不登校9名、その他サーフィン等で海外に行っている生徒4名、インターナショナルスクール通学生徒が1名です。

次に、2点目の支援策についてご説明いたします。

今年4月に千葉県教育委員会から「不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」というものが出されました。その表紙には、副題として「～よりそい ささえ合う 子どもの未来～」と書かれています。支援の輪として、学校、県、市町村教育委員会、教育支援センター、教育事務所相談室、関係機関、親の会、フリースクール等民間団体、子どもと親のサポートセンターが入っています。

また、「不登校は、どの子にも起こりえます。問題行動ではありません。休養や自分を見つめ直すときが必要なこともあります。あせらず、一人でなやまず、一緒に考えましょう」

とも書かれています。

千葉県のみならず国でも、この不登校の児童生徒をどう支えていくかが検討されているところでございます。

昨年度、大橋議員から中学校における不登校の件についてのご質問があり、大きく分けて5点回答させていただいております。まず、改めてこの5点についてお答えいたします。

支援策として、1つ目ですが、担任や学年職員等による家庭訪問や電話連絡、2つ目として生徒指導部会での実態把握と対応策の検討、3つ目として適応教室の設置、4つ目としてスクールカウンセラーとの教育相談、5つ目としてタブレットによるオンラインでの会話、この5点を昨年度大橋議員の質問の際に挙げさせていただいております。

一宮町の小中学校でも、どう支援していくかを、個々のケースに応じて実践しています。今述べた5点に加え、新たに今年度実践していることをご紹介します。

1つは支援につながる関係機関を増やしています。町子育て支援課との情報共有と対策等の検討、東上総教育事務所に置かれている訪問相談員による家庭訪問、また、昨年度後半には、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーにつなげた事例もございます。

2つ目は校内で行っている生徒指導部会やサポート委員会での共有の仕方・方法の見直しです。中学校では各学年から、現在の「学校・学年の動き」「長欠傾向生徒との関わり方」「配慮を要する生徒」「問題行動」、これをカテゴリー別に報告し、また、各担当から報告を毎週行っているところがございます。

小学校では月ごとに手だてや成果、課題を報告し、翌月の目当てを立てるなど、PDCAサイクルで実践をしています。学級で問題が起きているときには、事実、対応の報告を行い、共有をしています。学校だけで対応できないことについては教育委員会に情報を寄せ、対応を検討しているなどが挙げられます。

3点目のヤングケアラー等での不登校の実態についてです。

ヤングケアラー等での不登校の実態については、グレーな家庭はあります。しかし、それが不登校になっている直接の要因となっているということの断定はできない部分があります。現在、その家庭については子育て支援課とともに情報共有を図り、関わり方を検討しているといった状況です。

長くなりましたが、最後に1つご紹介しておきたいことがございます。それは、一宮学園内に児童家庭支援センターが開設されました。一宮小中学校にも一宮学園から通っている児童生徒がたくさんいます。児童相談所とともにこの支援センターとも連携強化を図っていき

たいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） ありがとうございます。ご丁寧にありがとうございます。

再質問が2点あるんですが、1点目の他の機関に委ねるケースはあるかという再質問もつくってあったんですが、先生のきめ細かい、最初の回答の中に入っておりますので、これは再質問としません。

1つだけお願いいたします。学校での対応と、それについては担任、学校の学年主任の先生方の負担は大きいと思います。直接支援する先生方への負担軽減するための対策は、教育委員会としてありますか、これだけ、1点だけお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） いろいろとありがとうございます。

ただいまの教員の負担軽減策についてのご質問ですが、袴田議員のおっしゃるとおり、子供や保護者と直接対応している教職員は、事案によっては非常に大きな負担になっていることは事実でございます。

教員がそういった負担を一人で抱え込まないように、まずは学校内で対策会議を開き、対応策を検討するなど、学校が1つのチームとして取り組み、そして教育委員会につなげるなど、学校、教育委員会、そして関係機関が一体となって対応することによって負担軽減ということにつながっているところでございます。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 再質問ではございません。要望でございます。

問題意識にとらわれずに、子供たちの生活の中で不登校が発生した場合に、私はやはり家庭の温かい愛情と、学校へ来られる、学校の環境が僕は一番大事ななと思っております。やはり家庭訪問と、知り合いの先生方との話合いの場をその子供たちが直接できれば、ある程度解決していくのではないかなという気がしておりますので、心温かい支援をまたお願いいたします。

それでは2点目に入ります。よろしいでしょうか。

2点目は、通学道路の点検箇所の進捗状況は進んでいるのかということです。

これは先ほど、町長、ありがとうございます。先ほどの町長のソフト面での非常にありがたい、S l o w F o r K i d sの宣言をしていただきまして、ありがとうございます。私はこういったものも必要かなと思いますので、ぜひこれは町長の声から出るということは本当にありがたいなと私は思っております。

それから、私のほうから質問させていただきます。

例年実施している通学路の合同点検ですが、昨年度は、一宮交通安全対策協議会、そして我々の部署、交通安全、そしてまた学校、茂原警察の交通課、町行政合同で行った通学道路の現場視察が去年ありました。危険箇所について、通学路の見直し、標識設置等の案が出ていましたが、その後、1年たって今、安全を考えての点検箇所の状況はどのように進んだのか教えていただきたいと思います。

今年もまた7月には、夏休みの時期にこの点検があると思いますが、今までのこの1年間の進捗状況を知りたいので、ここで質問いたしました。よろしく願います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまの通学路点検箇所の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

例年実施しております通学路合同点検ですが、昨年度は一宮町交通安全対策協議会を新たにメンバーに加え、東浪見小学校区で5か所、一宮小学校区で7か所、合計12か所を点検いたしました。点検では、路面標示や防護くいの設置、また用水路への転落防止対策、劣化が激しい歩道橋階段の修繕などの意見が挙がりました。

進捗状況についてですが、対策が必要な11か所のうち8か所は既に対応済みです。1か所は本年度中に対応予定です。残りの2か所につきましては、来年度以降への継続事業となりますが、現在改善に向け進めているところです。

なお、路側帯が狭いなどの理由により物理的にハード面での対応が難しい箇所につきましては、警察の警ら活動強化や児童への安全教育指導などのソフト面で対応しております。

また、今年度の合同点検につきましては、7月下旬に実施する予定です。これまでと同様に関係機関と連携した中で、対策実施後の効果把握にも注力し、対策の改善・充実を図るな

ど、P D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性向上を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

○9番（袴田 忍君） 要望等です。

○議長（鶴沢清永君） 9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 要望をお願いしたいと思います。

私は去年この点検をさせていただきまして、今回まだ残っている部分があるということ。ただ、県のほうでも今月の初め、千葉日報にも報道されましたが、全県下95%が改善されていると、そういう記事が載っていました。一宮の場合もそれに近い数字であるかなと私は思っております。

私は、こういった数字を基にというわけじゃありませんが、危険箇所をなくす工夫も一つだと思いますが、やはり先ほどの町長のドライバーさんへのお知らせであるとか、あとまた、子供たちの通学路の通学方法であるとか、自転車のマナーとか、そういったものを生徒たちにもきちんと支援してあげるとお互いに、車のほうも人のほうも安全対策に関係していくんではないかなと私は思いますので、ぜひ学校のほうでも、安全対策授業というものをきちんと取り入れていただければありがたいなと私は思っています。

以上です。ありがとうございました。

○議長（鶴沢清永君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

---

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、12番、焔場博敏君の一般質問を行います。

12番、焔場博敏君。

○12番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

町民の暮らしを圧迫している物価高騰、これが収まるどころかますますひどくなってきております。国会では重要法案が十分な審議なしに次々と強行可決されて、閉会を迎えました。今度の議会で町民が懸念を持っているマイナンバーカードとひもづけられた健康保険証の問題、この法律制定もその一つであります。この問題を含めて3点質問をしたいと思います。

質問に入る前に、前議会で取り上げたネオニコチノイド系の農薬を、稲の航空防除薬剤か

ら変更する提案については早速の検討をいただき、7月の散布から非ネオニコチノイド系農薬に変更されるという報告を受けました。素早い対応について感謝をいたします。

町長は、松くい虫防除の薬剤についても、北部林業事務所のほうに提案されたとのことであります。今年分は薬剤購入が既に終わっているのでできないけれども、来年分からは変更していただけるような報告でありました。少しでも環境や人体に悪影響のおそれのある農薬は替えていくこと、これが持続可能で安心・安全な農業を進めていくことにつながるということで、高く評価をしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、第1問目の質問に入ります。

改定マイナンバー法が成立、これに伴って現場での懸念事項について何うものであります。

6月2日、健康保険証を廃止して、マイナンバーカードにひもづける改定マイナンバー法が成立しました。住民の命と健康、生活に直接関わるこの法律、それにもかかわらず、中央・地方の公聴会等の、こういった手続を一切やらずに、ごり押しをする中で成立させた法律であります。成立前から、このマイナンバーカードとひもづけの保険証をめぐるトラブルが全国で続出しており、全国保険医団体連合会では警鐘を鳴らしてきました。

国会に報告されたマイナンバーカードの別人情報がひもづけされていた、このトラブル件数は7,300件を超えております。これが今までの一部使用での件数ですから、氷山の一角、このように思うわけであります。

河野太郎デジタル相が、マイナンバーカードとひもづけによる二大メリットとして、他人とのなりすましを防止することができる、2つ目には医療機関窓口での誤入力を防げる、こう強調しておりましたが、そのどれもがひもづけ以降の段階で根拠が崩れてしまいました。

この法律が施行されれば、直接トラブルを処理する自治体の現場、ここが預かるわけですから、大変な事態が想定されます。

直近の世論調査では、6月17、18日に行われておりますけれども、この世論調査で共同通信社は、保険証を予定どおり来年秋で廃止すべきですか、こういう質問に対して、賛成は24.5%、延期や撤回をすべきだ、これが72%でした。朝日は、廃止に賛成が38%、反対が56%、毎日、同じく廃止に賛成が31%、反対が57%、マイナカードの利用に不安と答えた人は、共同通信社で71.6%、朝日で73%、毎日で64%、6割から7割の方々不安を感じております。

こんなシステムリスク甚大な法律は廃止、撤回すべきだと思いますが、いかがでしょうか。法律である以上、懸念事項への対応について、町民の不安にどう応えていくのか、以下の点

で見解を伺います。

1つ目として、マイナンバーカードの取得は法律では義務ではなく任意であるとなっております。しかし、健康保険証がひもづけられ、紙の保険証が廃止されれば、強制に変わるのではないかと。これはマイナンバーカードの法律からすれば法律違反であります。マイナンバーカードを作成していない人、これは無保険者になるのか。この点を伺います。

2つ目には、介護が必要な人、あるいは体に障害を持っている方、こういった方々の医療はどうなるのか。

3つ目に、自分でカードを作れない人、あるいは施設入所等で、カードの管理や暗証番号も含めて、この保管の責任、職員の負担が増大するのではないかと、この点についての懸念があります。これについても伺いたいと思います。

4番目には、医療機関での高齢者やカードに慣れていない人へのサポート、この負担増はどういうふうになるのか、この点も伺いたいと思います。

そして5番目に、他人の保険証とひもづけミスが100%防げるのか。これは重大な事故につながるというふうに警告も出ております。例えば、薬の処方、血液さらさらの薬を処方されている方に他人の止血剤の処方が出て、これは危うく大事故につながるどころであったということが報告されております。間違いに気づかずに飲めば、血栓や梗塞を引き起して死亡事故につながるということもあるそうであります。このような制度リスク、システムリスクを抱える現場の対応について、それぞれ見解を伺いたいと思います。

法律の実施は来年秋であります。町長は、この法律についてどう認識され、町民の命と健康を守る行動をどう取っていかれるのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、畑場議員のご質問にお答えします。

現在まで、町にマイナ保険証ひもづけの誤り報告はありません。

今回のマイナンバーカードに本人と異なる者の情報がひもづけられた事例は、就職、転職、退職や扶養の範囲が変わった場合など、保険証の切替えが必要なときに健康保険組合をはじめとした医療保険者が加入者の情報を登録する際の入力ミスが原因でございます。

被保険者個人の情報システムに登録する際、保険者が被保険者のマイナンバーが分からない場合に、本来は氏名、生年月日、性別、住所が一致することを確認する必要がありますが、

一部情報のみが一致するだけで登録をしたり、複数の候補が提示されたとき、それぞれの候補の内容をしっかりと確認せずひもづけてしまったことで、これが誤りにつながったものと、令和5年5月26日に河野デジタル大臣から発言がありました。

政府は保険者に、6月末までに点検作業状況の報告、7月末までに作業結果の報告を求め、それ以降に公表をすると通知を発出しております。

町としては、関連サービスの誤登録等の確認方法及びトラブルの報告、関係報道に関しての詳細をホームページ等で状況をお伝えしてまいります。

なお、健康保険証に別の方の情報がひもづけられている場合は、速やかに保険者の事実関係を確認し、誤った登録データ修正作業を国へ依頼します。

そのほか5点の質問があったと思うんですけども、一つ一つお答えしてよろしいでしょうか。

1点目の作成していない人は無保険者になるのかということですが、マイナンバーカードを作成していない方については無保険者ではなく、各医療保険の被保険者であることに変わりありません。新規の保険証は令和6年秋頃から交付が行われなくなり、各医療機関を受診する際は、マイナ保険証での受付が基本となりますが、マイナンバーカードがお手元がない方などについては、ご本人からご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した資格確認書を交付する予定となっております。

資格確認書は無償であり、有効期限は最長1年となります。自動更新はされませんので、有効期限になる前に再度申請手続が必要となります。資格確認書の交付を受けた方は、各資格確認書を医療機関等の窓口で提示して、保険給付を受けることができます。

2点目の介護が必要な人や障害者の医療はということですが、医療費負担割合については、従来どおり所得に応じて一部負担をしていただくこととなります。

3点目の施設でのカード管理、保管の責任、負担増はということですが、こちらは、現在施設に入所している方につきましては、ご利用されている各施設の管理方法があると思いますので、ご確認いただきますとともに、ご家族等でも十分に管理方法について話し合いをお願いしたいと思っております。

4点目の医療機関での高齢者やカードに慣れていない人へのサポートの負担増についてですが、こちらは専用の機械でマイナンバーカードを読み取ると、被保険者の資格の有無や過去の診察結果などができますが、高齢者の方々につきましては、マイナンバーカードの扱いに慣れていない方もいらっしゃると思われまます。各医療機関等の関係者の皆様におか

れますは、ご説明などがご負担になるとは思われますが、手厚いご案内をお願いしたいと思っております。

最後5点目ですけれども、他人の保険証とのひもづけミスを100%防げるのか、重大な事故につながるものではないかということなんですけれども、別人の情報をひもづけすることなどの誤登録について報道等で発表されております。薬剤の情報や医療費などの情報を他人が閲覧したケースもあり、個人情報流出や医療機関での受診時に重大なミスにつながるおそれがあることから、誤登録はあってはならないものと認識しております。

現在、当町における国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証の誤登録につきましては報告を受けておりませんが、今後も誤登録にならないように細心の注意を図りつつ対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 杵場議員のご質問にお答えを申し上げます。

このマイナンバーカード、現行、先ほどおっしゃっていただいた改正マイナンバー法ということで保険証と一体化するという、そして、それ以外の保険証を廃止するという事になったわけでありましてけれども、現在、多種多様な障害が次々に見つかっているという状態です。その件数も非常に多い。

それを反映して、先ほどおっしゃっていただいたような世論調査の結果の、多くの方がこの心配を抱かれるという状況につながっていると思います。

私は、こうしたものを設定するに当たって、国が十分な制度設計を行って、様々な問題について全てクリアした後に進んでいただきたいと強く思っております。こうした制度が導入されることによって多くの方が不利益を被るというのでは全く意味のないことであると、こういうふうに考えます。国は全力でそうした障害などが起こらない事態を確保して、そして先へ進むべきであるというのが私の考えであります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、杵場博敏君。

○12番（杵場博敏君） 再質問は特にございませんが、今町長言われたように、見切り発車の法律になってしまって、今になって問題点がどんどん出てきていると。また、実行が来

年の10月ですので、起きてきた問題は現場からどんどん国のほうに上げて、改善を求めている  
ただきたいと思います。これは要望いたします。

○議長（鶴沢清永君） 次の質問をお願いします。

○12番（畑場博敏君） 2番目の質問は、小中学校の給食無償化について伺います。

昨年12月議会で住民要望の署名を受けて取り上げた問題であります。その際に、学校給食は食育という義務教育活動の一環であり、義務教育は無償とするという憲法の規定からも無償化を求めたものであります。町長答弁では、先進事例に学びながら他事業とのバランスも考えながら実施を検討していく、こう答弁されたというふうに記憶しております。その後の検討状況を報告願いたいと思います。

県内各自治体で給食無償化の動きが進んでいますが、直近の実施状況を併せて報告を願いたいと思います。

私が聞いた近隣市町村では、南から勝浦市、いすみ市、大多喜町、長生郡に入って長南町と長柄町、北のほうでは横芝光町、多古町、こういった市町村がやっております。50万都市では市川市が進めております。

完全無償化がこのように進んできている中で、町はどこ先進事例を参考に検討してきたのか、またこなかったのか、報告を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまの畑場議員のご質問にお答えいたします。

学校給食費の完全無償化の検討状況につきましては、これまでの議会でも答弁したとおり、財源の確保が一番の課題であると考えております。

現在、教育委員会では中央公民館の改築、または大規模改修に向けて検討を進めており、これを最優先事業として取り組んでいるところです。さらに、GSSセンターの大規模改修、学校給食施設の建築、一宮中学校の改築など、多額の経費を要する事業が控えております。

これら他事業との兼ね合いを考えますと、早急に学校給食費の完全無償化を実施することは困難であることから、現在のところ具体的な検討までには至っておりません。

また、県内自治体における学校給食費無償化の動向ですけれども、令和5年度は54市町村中12市町が完全無償化、41市町村が第3子以降の学校給食費無償化を実施しております。

長生郡市内の状況といたしましては、長南町が令和3年度から、長柄町が令和4年12月か

ら完全無償化、茂原市と白子町は令和5年1月から第3子以降の学校給食費を無償化しております。一宮町、睦沢町、長生村は今年度から第3子以降の学校給食費無償化をスタートしております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 再質問をさせていただきます。

今の答弁の中で、やはり財源確保が一番の課題である、このような答弁がありました。今ある教育予算の中での配分を考えれば、4月から実施した第3子以降の無償化もできなかったと思います。県が半分助成するので各市町村も負担を求められ、この条件下でやりくりせざるを得なかったというのが実情だというふうに思います。動機はどうであれ、自治体の長が財政支出を決意した。このことが実施につながりました。つまり、町長の学校給食無償化に対する財政上も含めての認識度合いが決定的であります。この点についての町長の決意を伺いたいと思います。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私の給食費完全無償化についての考えにつきましては、さきの議会でも申し上げたとおりであります。我が国の深刻な少子化という状況の中で、先ほどの篠瀬議員のご質問、あるいは子供さん方の安全に関する大橋議員、袴田議員のご質問、全て関連するところと存じますけれども、子供さんをもうけられて、そして生まれて、育て、大人になっていく、この全プロセスにおいて当該の保護者の方の負担というものがかなり大きなものがある。これをトータルに下げていかないと、この少子化というものが解決されない。私はそのように考えております。

そうした中で、給食費の無償化というのも大きな子育て支援の策であると認識しております。ですので、主観的には大変やりたい事業である、これはそのように申し上げます。

その中で、私どもといたしましては、先ほど教育課長が申し上げたとおりなんですけれども、私どものところで教育委員会を中心に大規模な施設の更新ということを迎えております。これはいろいろな要件が重なりまして、時間的な余裕のないものが次々にめじろ押しになっ

てきているということでもあります。そこで多額の費用が必要になってくるということで、先般、皆様にも共有をお願いした財政シミュレーション、総務課のほうが中心でありまして、財政的な今後の推移というものを、推計値を出して、その中にこの事業を入れていく。そういうプランをつくってきたということでもあります。

その中で給食費無料化というのは、先般よりご説明申し上げているとおり、1年に5,500万円という支出が必要です。長南町が私どもの近くでは先例でありまして、ここにはいろいろ教えていただいたわけなんですけれども、子供さんが私どものところからすると約3分の1程度ということで、1年の支出1,700万円。子供さんが多いものですから、逆に単年度の支出がどうしても多くなる。これを一旦始めましたら、私ども後戻りというのはありませんので、ずっと子供さん方のためにこれを差し上げると、そういった算段をしなければいけません。

そこで、現在、私の今の立場といたしましては、今、第3子以降の無料化というのを県のイニシアチブで始めましたんですけれども、今後、もう少し町の無料の範囲を拡大できないか、そういうことをスタッフとも、まだ詰めてはおりませんけれども、話しているところがあります。私としては、この様々な大きなお金を必要とする事業、これとの両立が可能であれば、今年度にもやりたいところがありますけれども、その問題がありまして、大変、議員にも残念なお気持ちを差し上げて、私も不本意でございますが、なおも悩んでいる最中であるということが正直なところでもあります。

ただしかし、何度も申し上げますが、給食費無料化も確実に子供さんをお育ていただく方のお助けになりますので、やるべき事業だと思います。

私は、先ほどの請願のところ、国のほうからもということをおも承知しております。もし国が何らかのイニシアチブを取っていただければ、私どもも大変呼応しやすくなる、今回の県の事業と同じように大変やりやすくなるということを感じておりますんですけれども、社会全体で前へ進むことを期待しながら、一宮町でもできる限り、これが、国が進まなくても、少しでも進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 再々質問ではなく、これは要望といたします。

先ほどの課長の答弁、そして町長の答弁の中でもあります。報告いただいた中でも、千葉県の中で54市町村中12市町が完全実施を行っている、こういう報告でありました。これから増えるんでしょうが、やはりこれは財政のあるなしが教育の格差につながってしまう。本来地方がやるべき話ではなくて、国が公金を投入しなければならない、そういう課題であります。その辺を共有しながら、今、町長からお話があったように、少しでもやれるところを進めていくということを頑張っていたきたいなというふうに思います。

議会としても、先ほどの請願のときにありましたが、ぜひ議論をして、国のほうに要望を出していく検討をしたいなというふうに私個人は考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上です。

3問目に。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○12番（畑場博敏君） 第3点目の質問は、町民サービス向上について伺います。

5月25日付の東京新聞の記事に「死亡時の手続き簡単に」、こういう見出しの住民サービスを行っている自治体の事例が載りました。これはめったにあることではないけれども、必ず経験することがこの手続の問題であります。1つの窓口で済ませられる取組の紹介でした。大きな予算もかからずに町民サービス向上につながるアイデアだと思うので、検討し、取り組んでみてはどうかという提案であります。いかがでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 畑場議員のご質問にお答えします。

当町への死亡届を提出された際に、死亡後の手続についての一覧表を葬儀業者やご遺族、関係者へ配布しております。ご葬儀が終わった後、ご遺族の方が住民課の窓口へ来庁され、葬儀費用の申請、印鑑登録廃止、後期高齢者手続申請などをご案内し、状況に応じて税金や土地関係などの税務課担当者を住民課窓口と呼んで申請いただいている状況です。そのほか、介護保険利用者の手続や農家の農業者年金手続、農業集落排水事業に該当する方は、それぞれの窓口を案内しております。

畑場議員よりご提案いただきました1つの窓口で手続を完結させる簡素化につきましては、お亡くなりになられた方の資産状況や就業状況などの個人情報を集約することは難しいです

が、関係課で連携し、住民サービスの向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） これも要望とさせていただきます。答弁ありがとうございました。

既に必要な手続チェックリストで対応されているということでもあります。また、担当課職員に窓口まで来てもらって手続の説明をしている、こういうことも大変大切なサービスだというふうに思います。窓口のたらい回しになりがちですが、しっかりしたサービスを行っていくことで安心をいたしました。これからも町民の気持ちに寄り添い、行き届いたサービスをよろしく願いたします。

以上で終わります。

○議長（鶴沢清永君） 以上で舩場博敏君の一般質問を終わります。

---

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、3番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 藤井幸恵です。産後ケア事業について伺いたします。

産後ケアは、出産後の女性の心と体の回復をサポートする事業です。ホルモンバランスの乱れとともに、まだ万全ではない体調の中始まる赤ちゃんとの生活の中で、育児不安軽減や孤独感解消など、大変重要な子育て支援策に位置づけられています。

そこで伺います。①一宮町での産後ケアの事業利用状況は、②利用者の声、課題として挙げられていることは、③それらに対し、どのような改善策を考えているのか、願いたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、産後ケア事業のご質問について、関連がありますので一括してお答えいたします。

現在、町の産後ケア事業につきましては、茂原市内の産婦人科2か所に委託をした上で、

日帰り型と宿泊型のサービスを提供しております。対象は、核家族化の進行などから産後の支援が満足に受けられず、体調不良や育児不安を抱える母親としており、利用状況は、事業を開始した令和3年度は日帰り型、宿泊型ともにゼロ件、令和4年度は日帰り型ゼロ件、宿泊型2件でございました。

なお、利用された方からは、休息が取れ気持ち楽になったという声や、赤ちゃんのケア方法を実際に見て学ぶことができたという声など、満足度の高い感想をいただいているところでございます。

一方、近隣で委託が可能な産婦人科は、現在委託しております茂原市内の2か所だけですが、いずれも日常的に出産を扱う中で産後ケア事業にも対応しております。そのため、利用者と産婦人科の日程が折り合わず、調整が難航したケースや、やむを得ず利用を断念されたケースもあり、当事業ではサービスの提供体制拡充が課題となっているところでございます。

そこで、既に複数の近隣市町村が実施をしており、利用者も多いと伺う助産院等による訪問型サービスについて、当町でも現行サービスに加えて実施ができないか検討を進めているところでございます。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。再質問いたします。

産後ケア事業は、平成26年に妊娠・出産包括支援モデル事業として始まり、平成27年度に補助事業として本格実施され、平成29年度に産後ケア事業ガイドラインが策定、令和元年に母子保健法の一部を改正する法律が成立し、産後ケア事業が法制化されました。

こちらの資料はお手元にありますでしょうか。ご覧ください。

こちらは、国立成育医療研究センターが2015年から2016年の2年間の人口動態統計を活用し、出産後1年未満に死亡した女性についての調査、分析、それを2018年に発表したものです。妊娠、出産後の母親の死因1位が自殺であるというもの、皆さんはどうお感じになりますでしょうか。法制化にはこうした深刻な背景があるということをぜひ多くの皆様に使っていただきたく、今回、国立成育医療研究センターの許諾を得てこの資料を作成いたしました。

話を戻しまして、当町においての産後ケアですが、宿泊型は産後30日以内、日帰り型は4

か月以内の方が対象です。そして資料のもう一つのデータ、こちらを見ますと、その対象から外れてしまう時期においても適切な支援が必要であることが分かります。受入先である病院との調整や長生郡市での兼ね合いなど、対象となる方への期間を拡大するのは難しいと理解いたしますし、そんな中でもできることとして訪問型を検討しているとの答弁は、町が子育て支援に真摯に取り組んでおられると受け止めます。

長年、私はライフワークとして子育て支援に携わっておりますが、私自身がそうだったように、ゼロ歳児の子育て期間中、よく聞かれた声を4つご紹介します。1つ、寝かせてほしい、2、3時間の細切れではなくまとまった時間眠ってみたい。2つ、一人でゆっくりさせてほしい、ゆっくり座ってお茶を飲みたいなあ。3つ、家事全般、少しでも手伝ってもらえたらうれしいんだけど。4つ、話を聞いてほしい。そんなささやかな願いでした。

こういった内容であれば、病院でなくても実現できるものもあるのではないのでしょうか。例えば、宿泊施設の一室を利用してゆっくり過ごしてもらおう。ホームヘルパーやファミリーサポート制度のような仕組みづくり、ベビーシッター利用時の助成などを提案させていただきますが、いかがでしょうか。

繰り返しになりますが、産後ケアは子育て支援策の中でも特に重要な意味を持ちます。なぜなら、子育ての喜びよりもゼロ歳児のこの時期につらく、苦しい思いが上回るなら、もう一人産もうとは到底考えようもないからです。どうか、赤ちゃんとの生活はそういうものだ、そういうものだと分かっている産んだのだろう、そんな言葉でこの話をまとめないでください。子育ての主体が親にあるのはもちろんですが、全てを自己責任に落とし込んでしまうようでは、子供が増えないのは当然です。

自助・共助・公助、この順番で、まずは当事者である親が責任を持って子育てをし、地域や社会がそれを温かく見守るとともに、適切な支援を必要とする方々へ手を差し伸べる、そういった子育て支援策が望まれております。安心して子を産み育てることができるように、一宮町で子育てしたいと、一宮町で子育てできてよかったと、そう思っただけのように、産後ケアの拡充を求めますが、町長の見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問を終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、お子様をおもいうけいただく段階から、お育ちいただくまで、

大人になっていただくまで全面的な支援を差し上げないと、もうお子様をもうけて社会に送り出していただくというお気持ちになっていただけない状況であるというのは、私もそのとおりだと思っております。

産後ケアは、私の個人的な経験に基づきましても極めて重要度が高いというふうに思います。ここでおっしゃっていただいたとおり、子供が生まれてから1年間、本当に大変であります。夜も、もちろんお母様はそうでいらっしゃるけれども、配偶者、パートナーがすぐそばに寝ていれば同じです。3時間ごとに起きて授乳をしたり、おむつの世話をしたり、いろんなことをしなきゃいけなくて、睡眠は全く取れません。一人でゆっくりもできません。いつも子供のほうは自分のペースで要求を、泣いたりとか、いろいろなことで示します。

家事については、もし核家族でパートナーと2人であれば、共に分担するしかないわけがあります。一方で、パートナー、一方が外へ出ていると、どうしても独りになって話をする機会もないという状況、大変に追い詰められた状況になります。こうしたことが、子供さんを育てる大変な作業をお進めいただくにおいて、非常に大きなご負担になっているということは、藤井議員のおっしゃるとおりだと思います。私も個人的に、自らの経験を顧みて、そのとおりだと思います。

今、核家族の生活形態が非常に多くなったんですけれども、これは私の個人的見解ですけれども、これだけ人間の赤ちゃんは手がかかる形で生まれてきて、長く自立しない。キリンの赤ちゃんとかは生まれるとすぐ立ったりして、自分で親の後をついていくんですけれども、私どもの赤ちゃんは、私ども親の世代が面倒を見てあげないと、もう一瞬もいられないような状態であります。こういった形、恐らく私が思うには、昔はもっと大勢で一緒に分担しながら子供と一緒に育てたんじゃないかなと思うところがあります。もし、そうでなくて核家族形態でいたら、皆滅んでしまうんじゃないかと、正直なところ思います。それが、今、社会が進んできた中で、逆にそうした孤立状態に陥っていて、子供さんを育てるのが本当に大きな負担だということに、逆説的になってしまっているのかなと。これは個人的な見解でありますけれども、いずれにしても、これを大きく改善しないとならないというのは、藤井議員のおっしゃるとおりだと思います。

ですので、ここでおっしゃっていただきました、まずは訪問型の導入を今考えております。これは具体的に今考えつつあるんですけれども、さらにこのファミリーサポート制度、ベビーシッター利用費助成制度なども、以前、答弁で、今これから行います子ども・子育て支援事業ニーズ調査、計画のニーズ調査も踏まえてと申しましたけれども、できる限り、私とし

ではこうした現実にはニーズがあると想定されるものですから、このニーズ調査も一つの根拠になると思いますけれども、前向きに検討していければと思うところであります。

我が町だけで、本当に日本の今の状況を改善できないですけれども、できる限り我が町はその改善の先頭に立つように努力をしたいというふうに思います。ありがとうございました。ご提案に感謝いたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問ございますか。

○3番（藤井幸恵君） ありません。

○議長（鶴沢清永君） 以上で藤井幸恵君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告された一般質問は全て終了いたしました。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第9、承認第1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田税務課長。

○税務課長（鎗田浩司君） 承認第1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案つづりの1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例についても一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、改正の主な内容について、条文に沿ってご説明をいたします。

改正文の1行目、第34条の9、次の2ページの中段、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、次の3ページの上から6行目、第47条の6の改正でございますが、こちらは国内に住所を有する個人に対して、令和6年度から課税される森林環境税の導入に伴うものでございます。

森林環境税は国税で、税額は年額で1,000円となり、その賦課徴収は個人住民税の均等割と

併せて行うことになるため、賦課徴収等に関する規定の整備を行うものでございます。

また、この税金につきましては、森林環境譲与税として都道府県や市町村へ譲与される形となります。

なお、東日本大震災からの復興を目的として、均等割の税額が1,000円引き上げられておりましたが、これは令和5年度をもって終了となることから、森林環境税の導入後における均等割の賦課徴収額については変更ございません。

次に、前の2ページに戻りまして、下から9行目、第46条、次の3ページの中段、第48条、その下、第50条、1つ飛ばして第98条並びに第101条の改正につきましては、地方税統一QRコード対応の納付書の様式が新たに追加されたことによる改正でございます。

続いて、その下、附則第8条の改正につきましては、肉用牛の売却所得に係る町民税の課税特例に関する規定で、終了年度を令和6年度から令和9年度まで3年間延長するものでございます。

次に、附則第10条の2の改正は法の改正により引用している項を改めるものでございます。

また、次の4ページの中段になりますが、第27項として長寿命化に資する大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置の特例の割合を定める規定を新設するものでございます。

その下、附則第10条の3でございますが、第11項として、こちらも大規模な修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置の関係で、申告手続の規定を新たに定めるものでございます。

次の5ページをお願いいたします。

次に、6行目の附則第15条の2の2、次の6ページの1行目、附則第16条の2の規定は同じ趣旨の改正であり、自動車メーカーによる排ガス規制等の不正行為に対応するための加算割合を改正するものでございます。

前の5ページに戻りまして、9行目、附則第16条は軽自動車税の種別割の税率の規定で、環境性能のよい車両を普及していく観点から、グリーン化特例の期限を延長するものでございます。軽減率75%を受ける電気自動車等及び50%軽減を受ける営業用乗用車については令和8年3月31日まで、25%軽減を受ける営業用乗用車については令和7年3月31日までとするものでございます。

次の6ページをお願いいたします。

上から3行目、附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の

長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定であり、適用期限を令和8年度まで延長するものでございます。

その下の附則につきましては、各条文の施行日と経過措置についてを定めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、承認第1号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第10、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 議案つづりの9ページをお願いします。

承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例につきましても一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容についてご説明いたします。

今回の改正では、3つの賦課区分のうち後期高齢者支援金等課税分について、課税限度額の引上げ、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し、その他法律の改正に伴う条項及び文言の整備を行うものでございます。

本文の1行目、第2条の課税額の規定のうち、第3項のただし書の後期高齢者支援金分は、現行「20万円」のところを「22万円」に引き上げるものでございます。

2行目、第21条の保険税の減額の規定につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額の現行「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3項中は2割軽減、現行「52万円」を「53万5,000円」に改めるものでございます。

第22条の2第2項から附則第9項までは、その他の法律の改正に伴う条項及び文言の整理を行うものでございます。

なお、改正後の規定は令和5年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

会議再開後1時間15分経過しましたので、ここで15分程度休憩といたします。

会議再開は14時30分です。

休憩 午後 2時15分

---

再開 午後 2時30分

○議長（鵜沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（鵜沢清永君） 日程第11、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてご説明させていただきます。

議案つづりの11ページをお願いいたします。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

令和4年度一宮町一般会計予算繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次の12ページの繰越計算書をご覧いただきたいと思っております。

令和4年度から5年度に繰り越した事業と繰越額を申し上げます。

2款3項戸籍住民基本台帳費、事業は戸籍情報システム改修事業459万円と、7款4項都市計画費、公共下水道施設整備事業3,976万9,000円、合わせまして4,435万9,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

繰越財源といたしましては、国県支出金を合わせまして2,447万3,000円、地方債1,720万円、残りは一般財源268万6,000円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋です。

これは事業をやらなかったのが、翌年に事業をやりますよということですか。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を願います。

諸岡課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 戸籍住民基本台帳システムにつきましては、国から示されております仕様書が町のほうに届くのが遅かったということで、事業が改修の調整、そういった接続費用等に非常に時間を要して、年度内に終わらなくなる見込みになったために、翌年度に繰り越したものでございます。

次の公共下水道施設整備事業に係るものにつきましては、これは耐震診断委託につきまして改築等、実施設計業務との調整が遅れまして、施設の建設工事については機器価格の高騰により仕様に変更が生じ、それぞれの理由によりまして、年度中に事業が終わらない見込みとなったために繰り越したものでございます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

---

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（鵜沢清永君） 日程第12、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてご説明させていただきます。

議案つづりは、13ページをお願いいたします。

報告第2号 事故繰越し繰越計算書について。

令和4年度一宮町一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次の14ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越計算書、そちらをご覧いただきたいと思います。

令和4年度から5年度に事故繰越しした事業につきましては、7款2項道路橋梁費の道路

新設改良事業、これは町道1-7号線の工事でございます。翌年度に繰り越した額につきましては、15万2,000円です。

繰越財源につきましては、国県支出金で8万3,000円と一般財源6万9,000円になります。これにつきましては、用地買収の途中で共有地権者のうちの1人の方がお亡くなりになりました。その関係で、親族間における相続手続に約10か月という不測の日数を要したことにより、今回事故繰越しを余儀なくされたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第13、議案第1号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案第1号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの15ページをご覧ください。

今回の改正は、厚生労働省事務連絡に基づく条例の一部改正でございます。令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少した方などに対し、保険料の減免措置を講じており、対象は令和4年度までの保険料でございました。そのため、当条例では対象となる保険料を、令和5年3月31日までに納期限が定められたものと規定しております。

しかしながら、令和4年度の年度末、令和5年3月に65歳を迎えた方など、3月に第1号被保険者となられた方は、令和4年度分ではございますが、3月分保険料の納期限が令和5年4月1日以降の日付となっております。今回の厚生労働省事務連絡では、この保険料につきましても減免制度の対象とする方針が示されたものです。

実際の改正内容でございますが、附則第9条第1項の本文中に、「及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加えます。

あわせて、附則により改正内容を令和5年4月1日から遡及適用いたします。

なお、減免方法に変更はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第1号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第14、議案第2号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 議案第2号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結についてご説明申し上げます。

議案つづり16ページをお願いいたします。

ストックマネジメント計画に基づき、国庫補助事業を活用した長期改修事業の4年目を迎えました中央ポンプ場大規模改修事業のうち、今年度実施します5号ポンプ長寿命化工事委託、中央ポンプ場耐水化工事委託について、令和5年4月28日付で締結した下水道公社との

仮協定を、議会の議決をいただき本協定として成立とするものでございます。

説明は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第2号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第15、議案第3号 令和5年度一宮町一般会計補正予算（第1次）

議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第3号 令和5年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの19ページをお願いいたします。

令和5年度一宮町の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,012万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,812万円とするものでございます。

事項別明細書でご説明させていただきますので、26ページ、27ページをご覧くださいと思います。

歳出からご説明させていただきますが、説明につきましては、右側の説明欄の主なものを

ご説明させていただきます。

初めに、上から2項目め、庁舎維持管理費の修繕料でございますが、これはエレベーター遮煙気密材と非常電源用バッテリーの交換やサーバー室の空調室外機の交換、浄化槽流量調整ポンプの交換など、合わせまして110万3,000円でございます。

次に、2つほど飛ばさせていただきます、コミュニティ助成事業250万円でございますが、これにつきましては新浜地区の地域イベント用の備品、やぐらステージとかテント、椅子、テーブルなどです。コミュニティの助成事業といたしまして採択が受けられましたので、今回補正をお願いするものでございます。

次に、地方創生事業になりますが、初めに低所得世帯支援金給付事業4,620万円は、令和5年度住民税非課税世帯に対し3万円を給付するもので、1,440世帯の支援金4,320万円と、システム改修や通信運搬費、消耗品などを合わせまして事務費300万円となります。

次の保育施設給食費等補助金給付事業376万円でございますが、物価高騰等の影響を踏まえ、給食食材の高騰相当分を支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減するものでございます。需用費の児童賄費80万円につきましては、公立のいちのみや保育所児童74人分、扶助費の保育施設給食費等助成金296万円は、愛光保育園対象69人、それから東浪見こども園対象者63人、一宮どろんこ保育園対象者142人、合わせまして348人分となります。

次のプレミアム付商品券事業2,826万3,000円につきましては、電気・ガス・食料品等の物価高騰等による影響を受けている地域住民の消費の下支えを目的に、町内で利用できる商品券、今回プレミアム率につきましては30%を発行する事業でございます。具体的には、1万円で1万3,000円のお買物ができる商品券を7,200冊販売するものでございます。経費の内訳といたしまして、商品券事業の助成金2,160万円、商品券取扱委託と申込書の発送準備委託、こちらで578万7,000円、その他通信運搬費や消耗品などの事務費87万6,000円でございます。

次の小中学校給食食材物価高騰対策事業990万円でございますが、物価高騰等の影響を踏まえ、学校給食費の単価を上げることなく、質や量、栄養バランスを保った給食が提供できるよう、食材費の高騰分を支援するものでございます。1人当たり50円の200食で990人分となります。

次に、29ページをお願いいたします。

医療機関等物価高騰対策事業230万7,000円と、次の介護サービス事業所物価高騰対策事業330万7,000円、その次の障害福祉サービス事業所等物価高騰対策事業130万3,000円でございますが、電気・ガス等の物価高騰の影響を受けている医療機関や介護サービス事業所、障害

福祉サービス事業所の負担を軽減しまして、安定的・継続的な事業運営を支援するための支援金を交付するものでございます。医療機関につきましては、医科、歯科、薬局、助産所など23機関に10万円、介護や障害福祉サービスの各事業所につきましては、施設の規模等により支援額が変わってまいります。入所系事業所ですと、定員50人以上につきましては30万円、50人未満につきましては20万円、通所系につきましては10万円を支援するもので、30施設を見込んでおります。

次に、障害福祉費の自立支援事業440万3,000円でございますが、重度の強度行動障害者が1名施設に入所することから、対象者の支援に当たる職員人件費を助成するものでございます。こちらにつきましては、県が2分の1、町が2分の1の負担となります。

次に、2つほど飛ばさせていただきます。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯）分でございますが、691万5,000円でございます。これにつきましては、ひとり親以外の世帯で、住民税均等割が非課税世帯の育児や家計急変世帯の児童に対しまして1人5万円を給付するもので、システム改修や消耗品などの事務費が41万5,000円、給付金といたしまして130人分を見込みまして650万円となっております。

この事業につきましては、全額国庫補助事業の対象でございます。

次に、子どもの成長応援臨時給付金給付事業1,205万5,000円でございますが、千葉県独自の取組として、教育費等の負担が大きい子育て世帯を支援するため、小中学校の児童生徒1人1万円を給付するもので、職員の時間外や次のページの消耗品、システム改修などを合わせまして、事務費としまして184万5,000円、それから対象者に1万円を給付する分につきましては、1,021人を見込んだ給付金1,021万円の計上となっております。

なお、この事業につきましては、全額県補助となります。

次に、1つ飛ばさせていただきます。道路新設改良事業955万6,000円ですが、町道1-11号線の一部狭隘区間の拡幅に向けた用地測量委託543万4,000円と工事請負費につきましては、材料費等の高騰により町道2-6号線の水道工事に伴う舗装本復旧工事費が増加したもので、412万2,000円の追加となります。

なお、この2-6号線の工事費につきましては、全額広域が負担するものとなっております。

次に、公共下水道（雨水）維持管理事業729万3,000円でございますが、中央ポンプ場の年次点検で、激しい腐食による冷却水漏えいの危険性が指摘されましたので、調査費242万円の追加と、計画策定につきましては次年度に全体計画を実施する予定でございましたが、4月

の県ヒアリングで認可に時間を要することから、本年度中に策定する必要があるとの指摘を受けました。これに伴いまして399万3,000円を追加するものでございます。改修委託料につきましては、年次点検で4号ポンプエンジンのシリンダー排気管から排気ガスの漏えいが確認され、ポンプ停止のおそれがあるため早急に改修をするもので、88万円の計上となっております。

次に、1つ飛ばさせていただきまして、国際化教育推進事業304万8,000円の減額でございますが、ホームステイ中止に伴う補助金435万5,000円の減額と、その代替事業として新たに語学研修委託130万7,000円を追加するものでございます。対象につきましては、生徒32人、随行者6人、合わせて38名分でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

東浪見小学校管理運営事業127万3,000円でございますが、職員室の空調機の故障により入替え工事を行うものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、25ページにお戻りいただきたいと思っております。

16款国庫支出金の総務管理費補助金9,280万5,000円につきましては、地方創生臨時交付金になります。

次の児童福祉費補助金691万5,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金事業の事務費分41万5,000円と事業費分650万円でございます。

次の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金78万7,000円につきましては、当初予算に計上しておりますG I G Aスクール運営におけるヘルプデスク開設などの経費が補助対象となりましたので、今回歳入のみの計上となっております。

次の17款県支出金の社会福祉費補助金220万円につきましては、重度の強度行動障害者の施設入所に係る加算金で、県が2分の1の補助となります。

次の児童福祉費補助金1,209万7,000円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業のひとり親世帯に係る事務費分4万2,000円と、子どもの成長応援臨時給付金事業の事務費補助金184万5,000円、それから事業費分の補助金1,021万円でございます。

次の18款財産収入の財産貸付収入2万2,000円につきましては、駐車場代の個人負担分となります。

1つ飛ばさせていただきまして、22款諸収入の雑入678万7,000円につきましては、新浜区のコミュニティ助成金250万円と、長生広域からの舗装本復旧工事費負担金412万2,000円、それから地域活性化センターから地方創生アドバイザー事業の助成金として16万5,000円とな

ります。

いずれも補助率につきましては、100%あるいは全額ということで補助となっております。

最後に、1つ前の21款繰越金でございますが、今回1,850万7,000円、これにつきましては歳出の各事業に補助金等、特定財源等を充ててもなお不足する分について、前年度繰越金で賄うものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第3号 令和5年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第16、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

議案つづり38ページをご覧くださいませ。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております現職の大場美代子委員の任期が、この9月末をもって満了いたします。そこで、引き続き大場さんに2期目となる人権擁護委員

をお願い申し上げたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の皆様のご意見を求めるものでございます。

大場さんは、大学を卒業された後、中学校及び特別支援学校の教員として37年間勤務され、平成31年3月にご退職になられました。大変教育熱心な方でありまして、令和3年12月からは厚生労働大臣からの委嘱をお受けになられ、主任児童委員としても町内でご活躍をいただいております。人格、識見ともに優れた方でいらっしゃいます。

任期は令和5年10月1日からの3年間であります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

なお、人事案件の質疑、討論に当たっては、個人の私生活にわたる言論や無礼な言葉を使用することはできないので、十分注意してください。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。大場美代子さんを適任とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、本議会の大場美代子さんに対する意見は、適任と決しました。

---

◎同意案第1号～同意案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第17、同意案第1号から日程第24、同意案第8号まで、一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第1号から同意案第8号まで、一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

議案つづりは、39ページから46ページをご覧くださいませ。

本同意案は、現委員の皆様の任期が本年7月19日で満了になることから、農業委員を新たに任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意をお願いするもので、任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。

農業委員の選任に当たり、一宮町農業委員会委員の任命に関する要綱に基づき、本年3月20日から4月17日までの間、公募した結果、推薦と応募があり、候補者の資格について調査を行い、委員としての取組に対する意欲、認定農業者であるか否か、また中立的な立場の委員となるにふさわしい方かなど、厳正かつ公平な審査結果を基に8人の方を選任いたしました。選任した8人のうち6人の方々は認定農業者でありまして、法に定める過半数は認定農業者であるべしという要件を満たしております。

それでは、候補者の方々のご経歴についてご説明させていただきます。

同意案第1号ですが、いすみ市にお住まいの小池 達さんであります。応募による方です。平成18年に司法書士登録後、平成20年から一宮町に開設した事務所において司法書士業に就いておられ、情報公開審査会委員や個人情報保護審査会委員など、本町に貢献をなさっておられます。農業分野以外の者の意見を反映させる中立委員として適任であると考え、現農業委員として引き続き職務を適正に行うことが期待できる方です。

続きまして、同意案第2号であります。13区にお住まいの田中 勝さんであります。一宮町野菜出荷組合からの推薦による方です。認定農業者として施設野菜農業を営み、長年にわたり地域農業に尽力されている方で、地域からの信望も厚く、農業委員の職務を適正に行うことが期待できる方です。

続きまして、同意案第3号です。新地区にお住まいの貝塚文和さんです。一宮町野菜出荷組合からの推薦による方です。認定農業者として施設野菜農業を営み、一宮町稲作研究会委員など、地域農業の発展に貢献されている方です。農業に関する知識や経験が豊富で、農業委員の職務を適正に行うことが期待できる方です。

続きまして、同意案第4号です。11区にお住まいの森田豊治さんです。一宮町西部土地改良区、両総土地改良区管理委員会松潟支部からの推薦による方です。地方公務員として長年奉職され、退職後は東部土地改良区理事長や東部地域保全会長を務めるなど、農業の基盤整

備にも携わっておられます。農業委員として職務を適正に行うことが期待できる方であり  
ます。

続きまして、同意案第5号です。8区にお住まいの秋山 孝さんです。一宮・岬梨組合  
からの推薦による方です。認定農業者として梨作りに専念され、一宮・岬梨組合長などを務め  
られ、農業に関する識見をお持ちでいらっしゃいます。新規就農希望者への研修などの活動  
にもご尽力されており、農業委員の職務を適正に行うことが期待できる方であり  
ます。

続きまして、同意案第6号です。13区にお住まいの富塚京子さんです。JA長生女性部一  
宮支部からの推薦による方です。認定農業者として農業を営んでおられ、JA長生理事など  
をお務めになられ、今後の地域農業の発展に向けての活動に高い意欲をお持ちの方であり  
ます。農業委員の職務を適正に行うことが期待できる方であり  
ます。

続きまして、同意案第7号です。岩切区にお住まいの三枝健司さんです。JA長生施設野  
菜部会青年部からの推薦による方です。認定農業者として農業を営み、JA長生施設野菜部  
会青年部長などを務められ、施設野菜に精通しておられます。農業委員の職務を適正に行う  
ことが期待できる方であり  
ます。

続きまして、同意案第8号です。網田区にお住まいの緑川慶一さんです。地域からの推薦  
による方です。認定農業者として家業を継がれ、30年以上梨づくりに専念されておられます。  
県農業主として農業に関する識見をお持ちでいらっしゃり、地域からの信望も厚く、現農業  
委員を務めていらっしゃいます。引き続いて、農業委員としての職務を適正に行うことが期  
待できる方であり  
ます。

以上8名であります。

農家の皆様のご高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く状況は厳  
しさを増しております。農業委員会の皆様の役割はますます大きなものがござい  
ますが、この8名の方々は、農業委員として使命を十分に果たしていただける方々だと  
考えます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

なお、人事案件の質疑、討論に当たっては、個人の私生活にわたる言論や無礼な言葉を使用  
することはできないので、十分注意してください。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入りますが、採決については1件ごとに個別に行います。

日程第17、同意案第1号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。小池 達さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鵜沢清永君） 起立全員。よって、小池 達さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

これより日程第18、同意案第2号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。田中 勝さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鵜沢清永君） 起立全員。よって、田中 勝さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

日程第19、同意案第3号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。貝塚文和さんを一宮町農業委員会の委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鵜沢清永君） 起立全員。よって、貝塚文和さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

日程第20、同意案第4号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。森田豊治さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立

願います。

(賛成者起立)

○議長（鵜沢清永君） 起立全員。よって、森田豊治さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

日程第21、同意案第5号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。秋山 孝さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鵜沢清永君） 起立全員。よって、秋山 孝さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

日程第22、同意案第6号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。富塚京子さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鵜沢清永君） 起立全員。よって、富塚京子さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

日程第23、同意案第7号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。三枝健司さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鵜沢清永君） 起立全員。よって、三枝健司さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

日程第24、同意案第8号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。緑川慶一さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鵜沢清永君） 起立全員。よって、緑川慶一さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

ここで日程追加のため、15分程度の休憩といたします。

会議再開は15時25分。

休憩 午後 3時07分

---

再開 午後 3時23分

○議長（鵜沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎日程の追加

○議長（鵜沢清永君） お諮りいたします。発議案第1号から2号までをお手元に配付いたしました追加日程表のとおり日程に追加し、追加日程1の日程第1から日程第2として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、発議案第1号から2号までを日程に追加し、追加日程1の日程第1から日程第2とすることに決定いたしました。

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 追加日程1の日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたしたいと思っております。

提案理由の説明を求めます。

提出者、13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出致します。

令和5年6月22日提出。

提出者、一宮町議会議員、小関義明。賛成者、一宮町議会議員、藤井幸恵。同じく賛成者、袴田 忍。賛成者、畑場博敏。賛成者、鵜沢一男。賛成者、小林正満。賛成者、大橋照雄。一宮町議会議長、鵜沢清永様。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上

をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月22日。

千葉県長生郡一宮町議会議長、鵜沢清永。

内閣総理大臣、岸田文雄様、財務大臣、鈴木俊一様、文部科学大臣、永岡桂子様、総務大臣、松本剛明様。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより追加日程1の日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

---

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 追加日程1の日程第2、発議案第2号 国における2024年度教育予算  
拡充に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 発議案第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出致します。

令和5年6月22日提出。

提出者、一宮町議会議員、小関義明。賛成者、一宮町議会議員、藤井幸恵。賛成者、袴田  
忍。賛成者、畑場博敏。賛成者、鶴沢一男。賛成者、小林正満。賛成者、大橋照雄。

一宮町議会議長、鶴沢清永様。

国における2024年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに  
教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不  
登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さ  
まざまな深刻な問題を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て  
続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促  
進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊か  
な人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財  
政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教  
育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2024年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- ・少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改  
善する計画を早期に策定・実現すること。
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
  - ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
  - ・安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
  - ・Society5.0にむけて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。
- など。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月22日。

千葉県長生郡一宮町議会議長、鶴沢清永。

内閣総理大臣、岸田文雄様、財務大臣、鈴木俊一様、文部科学大臣、永岡桂子様、総務大臣、松本剛明様。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより追加日程1の日程第2、発議案第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（鶴沢清永君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これもちまして、令和5年第2回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時34分